日本建設機械レンタル協会

KAIHOU（かいほう） No.2

寄 稿
次世代社会インフラ用ロボット開発・導入について

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　企画専門官　　稲垣　　孝

お知らせ
「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」の一部改正について 他

JCRA

かいほう No,2

一般社団法人　日本建設機械レンタル協会　〒101-0038東京都千代田区神田美倉町12-1 MH-KIYAビル 5F

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

かいほう No.2

CONTENTS

●巻頭言

会長挨拶

・一般社団法人日本建設機械レンタル協会　会長　　角口　　賀敏 …… 2

●寄稿

次世代社会インフラ用ロボット開発・導入について

・国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　企画専門官　　稲垣　　考…… 4

●お知らせ

国土交通省との意見交換会（平成26年６月27日）…… 8

コネクスポ国際建設機械見本市 2014
視察研修について（2014年３月３日～７日）…… 10

JCRAスーパーオークション報告 …… 12

平成26年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰
について

・常任理事　気田福俊、元副会長・常任理事　寅　太郎（砂岡豊彦）、元常任理事　風間英夫 … 14

・「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」の一部改正について …… 16

・道路の老巧化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針…… 24

省エネルギー型建設機械の導入促進について …… 28

組織活性化推進委員会　答申書について …… 30

協会ホームページについて…… 37

会員証の追加発行について…… 38

厚生年金基金加入で豊かな老後設計を

国の老齢年金部分より多い年金を受取るための制度です。人生80年時代に備え、国の年金と並んで老後生活を支える主柱として、加入される方々が年毎に増えております。

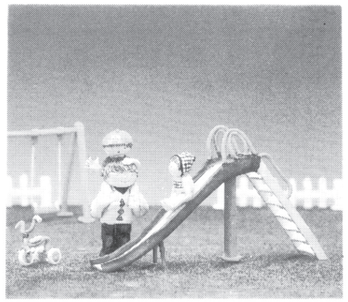

社員の方々には
＝老後の安心を＝
企業にとっては
＝人材確保と繁栄を＝

当基金では、年金、一時金の支払いのほか、結婚祝金・災害見舞金・死亡弔慰金等の福祉事業を行っております。
厚生年金基金についてのご質問、ご相談は下記までお問い合せ下さい。

あなたはこんな給付が受けられます

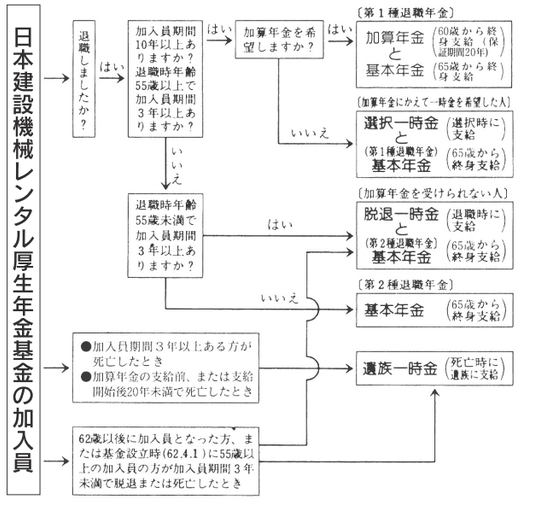

【注】
- 基本年金（基本部分の給付）については、加入員期間が10年未満で退職時の年齢が55歳未満の場合は、厚生年金基金連合会に支給義務が移転し、同連合会から支給されます。
- 前記のうち、加入員期間が３年以上ある方、又は退職時の年齢が55歳以上60歳未満で加入員期間が３年以上10年未満の方は、本人の選択により、脱退一時金にかえて年金として受けることができます。
（基本加算年金といい、前記の連合会から支給されます。）
- 基本年金については、65歳以後も加入員である場合は、退職（70歳に達したため基金からの脱退を含む）したときから支給されます。
- 基本年金については、加入員であっても国の「老齢厚生年金」が受けられるようになったときは、そのときから受けられます。
- 加算年金については、在職中でも65歳に達したときは支給されます。また現在の会社を退職し、当基金の加入員でなくなった場合には、たとえ他に勤務していても60歳以後支給されます。

年金一口メモ

加算年金の20年保証期間つきとは……

- 基金から支給される加算年金は終身年金ですから、本人が生存する限り支給されます。しかし、年金受給期間が20年未満で本人が亡くなられた場合には、20年から受給済期間を差し引いた期間相当分を遺族一時金として支給するという仕組みになっています。つまり20年間分は完全に受給権が保証されるというものです。

日本建設機械レンタル厚生年金基金

〒103-0016　東京都中央区日本橋小網町9－9
小網町安田ビル3階

TEL　03（3249）3871

●健康コラム

・睡眠の話…。…… 40

●休憩室

・カレーの起源とは…？…… 42
・日本における干支とは？…… 44

平成25年度事業報告 …… 45
平成25年度正味財産増減計算書（合計表）…… 54
平成26年度事業計画 …… 56
平成25年度正味財産増減予算書（合計表）…… 60

●支部だより

・栃木支部　　北條　光一…… 62

建設機械の盗難被害報告…… 64

日本建機レンタル総合補償賠償制度支部別加入状況・加入案内 … 68

協会役員名簿 …… 70
協会支部名簿（支部長・支部事務局）…… 72

編集後記 …… 74

ご挨拶

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
会　長（代表理事）　**角口　賀敏**

会員の皆様におかれましては、平素より当協会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る平成26年５月26日当協会第２回定期総会が開催され、皆様の御蔭をもちまして滞りなく終了いたしました。また、同時に任期満了に伴う新役員の選出が行われ、私が３期目として会長（代表理事）を拝命いたしました。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感しております。これからの２年間、建設機械レンタル業界の更なる発展と飛躍のために新役員一同、協会運営に全力で邁進する所存でございますので、皆様には、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、今年は全国各地で災害が相次ぎ、台風11号、12号による被害の他、広島での大規模土砂災害、御嶽山の噴火等、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。昨今の災害は、局地的且つ激甚化が顕著となっており、当協会としても、このような災害に対して積極的に復旧支援活動に協力し、我々建機レンタル業の社会的責任・役割を果たしていきたいと考えております。

また、今後想定される首都直下型地震や南海トラフ地震等の巨大地震への対策も急務とされており、協会本部・各支部においても国や各自治体との災害協定の締結を進め、災害支援等についても連携を深め、引き続き協議をしております。

今年は、安倍政権下での国土強靭化政策、老朽化した社会インフラの再整備、さらには2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた各種施設の建設・道路の整備等、建設需要は増加傾向にあり、４次排ガス規制や消費税増税等の影響はあるものの、中長期的な建設需要が見込まれ、今後のレンタル業への需要増が期

待されます。協会としてその動向についても考察を深め、業界の諸問題について検討を重ねているところです。

当協会は、行政との連携・協力を推進して、災害発生時における国及び地方公共団体が実施する復旧、復興への活動に協力し、国民の皆様の安心・安全の拠所の一つとなり、建設機械レンタル業界が国民や社会から『信頼される業界』として認知されるべく、業界の地位の確立を目指して参ります。

また、健全で適正な流通を図るため、昨年より開始したJCRAスーパーオークションについても、会員・役員の皆様からのご意見を真摯に受け止め、常任理事会においても審議・検討を重ねた結果、協会にコスト負担を掛けることなく、会員の皆様にとって有益な事業として進めていくことが確認され、常任理事の皆様にもご承認いただいた上で来年も引き続き開催していくことと致しました。合わせて今後の協会組織運営のあり方についても改革を進めております。その一環として、昨年度５委員会（流通委員会、教育研修委員会、企画広報委員会、会費検討委員会、組織活性化推進委員会）で精力的に活動をおこなってまいりました。特に組織活性化推進委員会では、今後の協会のビジョンと方向性を定めるべく、答申書（本誌にも掲載）が出され、現在、その答申書の必要項目に沿って、今年度新たに立ち上がった３委員会（流通委員会、教育研修委員会、総務委員会）で協会改革の具現化を進めております。

最後になりましたが、会員・賛助会員の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

寄　稿

次世代社会インフラ用ロボット開発・導入について

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課
企画専門官　**稲垣　　孝**

①　目的・概要

国土交通省においては、平成24年10月、今後の調査・開発・活用の方向性やその実現に向けた方策などを取りまとめることを目的に「建設ロボット技術に関する懇談会（座長　油田信一　芝浦工業大学特任教授）」を設置し、検討を開始した。懇談会を経て、平成25年４月、「建設ロボット技術の開発・活用に向けて～災害・老朽化に立ち向かい、建設現場を変える力～」として提言を取りまとめた。

また、政府としては、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年６月７日閣議決定）、「日本再興戦略」（平成25年６月14日閣議決定）、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成25年６月14日閣議決定）において、社会インフラにおける効率的・効果的な維持管理の実現、及び、安全且つ迅速・的確な災害対応を実現するために、ロボット技術の活用が掲げられている。

②　ロボットの開発・検討に向けた取り組み

これらの提言及び政府方針を受け、国土交通省及び経済産業省は、平成25年７月16日に「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」を共同で設置し、“現場で使えるロボット”の開発・導入に向けて、現場ニーズを基本として、最新の技術シーズを踏まえ、ロボットの開発・導入に向けた検討を開始した。

その後、インフラ管理者及び災害対応経験者等への現場ニーズ調査と共に、国内外の異分野も含めた技術シーズ調査の結果を踏まえ、同年12月25日に「次世代社会インフラ用ロボット開発･導入重点分野」を策定した。合わせて、ロボット開発・導入については、２カ年の現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進し、３年後の現場への試行的導入、

○次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進

今後増大するインフラ点検を効果的・効率的に行い、また、人が近づくことが困難な災害現場の調査や応急復旧を迅速かつ的確に実施する実用性の高いロボットの開発・導入を促進する。

施策背景・内容

○我が国の社会インフラをめぐっては、老朽化の進行、地震及び風水害の災害リスクの高まり等の課題に直面している。

○ロボット開発・導入が必要な**「5つの重点分野」(維持管理:トンネル・橋梁・水中、災害対応:調査・応急復旧)を策定**し、これらに対応できるロボットを民間企業や大学等から公募し、**直轄現場で検証・評価**を行うことにより、**開発・導入を促進**する。

(「日本再興戦略」改訂2014等の政府方針における位置づけ有り)

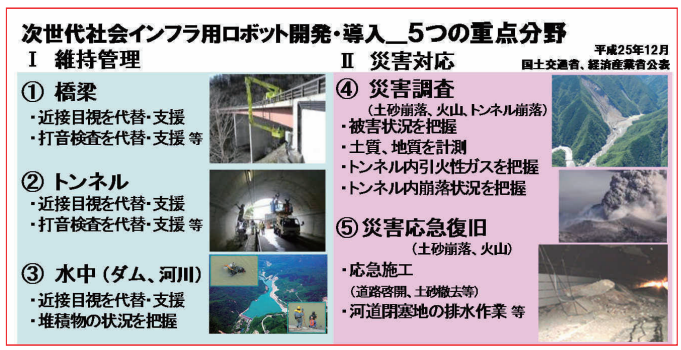

施策効果

《安全確保》 人の立入が困難な現場における**迅速且つ的確なインフラ点検、災害対応**
《効率化》 **人の作業を代替・支援するロボットにより、点検作業の効率化**
《産業創出》 **国内外でのインフラ維持管理・災害対応に係る市場を創出**

〈資料－１〉

４年後の本格導入を目指す方針を示した。

②－１　開発・導入重点分野

両省における「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」では、国土交通省の所掌する社会インフラの１０分野「道路、治水（河川･砂防）、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設」の中から、喫緊の課題である維持管理と災害対応について、重点分野を決定した。

②－２　維持管理用ロボット開発・導入分野

社会インフラ10分野の中から、ロボットの活躍する現場（場面）が見込まれる分野として、道路（主に橋梁、トンネル）治水（主に河川及びダムの水中箇所）、を決定した。（資料－１）

②－３　災害対応用ロボット開発・導入分野

地震・津波、火山、風水害等の大規模災害時に国土交通省が応急活動する中で、ロボットの活躍する現場（場面）が見込まれる分野を対象として、災害調査、応急復旧を決定した。

②－４　技術公募と現場検証委員会について

重点分野に係るロボットについて、２カ年の現場検証及び評価を通じ、開発・改良を促進し、３年後の現場への試行的導入、４年後の本格導入を目指すこととしている。

今回の施策は、より効率的・効果的な「維持管理または災害対応に資するロボット」について、現場検証及び評価の対象となる実用化技術を求めるものである。

ｉ）公募技術

今回の公募技術は、より効率的かつ効果的な「維持管理または災害対応に資するロボット」として、現場検証及び評価の対象となる

実用化技術（開発中も含む）を求めるものである。ここでは、現場適用性を十分に確認できていない技術について、現場検証・評価を通じ、その活用を促すことと、更なる実用性を高めるための開発・改良を促すことの両面のねらいがあることから、公募の対象としては、現場検証を通じ実用性の確認やその更なる向上が期待される実用化技術、または、短期（概ね３年以内）に実用化が見込まれる技術とする。（資料－２）

③　今後のスケジュール（現場検証及び評価）について

応募技術については、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会　専門部会」において、現場検証対象技術を決定し、各分野毎に検証候補地の内、各技術毎に検証場所を決定して現場検証・評価を行う。（資料－３）

評価の視点としては、

・公募技術における「基本要件」及び「公募技術に期待する項目」に対する達成度
・現場検証を通じて把握された課題及び効果
・今後の開発･改良に向けた発展性である。

６月に現場検証対象技術を決定し、８月に検証現場・検証方法の具体化をして、10月から12月に現場検証を実施し、その後評価・公表となる。

今後の活用について

３年後に本格導入した場合、ロボットの活用としては

○ロボット開発者がロボットを活用し点検業務として受託し、点検結果を提出する。

次世代社会インフラ用ロボット開発･導入の推進

現場検証対象ロボットの事例

平成26年度4月から5月の公募を受けて、民間企業や大学等より応募のあった技術について、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」の審議、現場説明会及びヒアリングを通じ、現在、105件／67者の現場検証対象ロボット技術が選定されている。（一事例を下記に提示）

▼橋梁点検ロボット

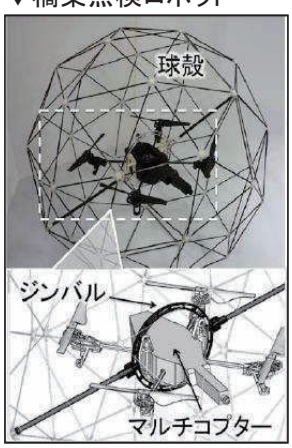

（東北大学、千代田コンサルタント、航空宇宙技術振興財団）

▼トンネル点検ロボット

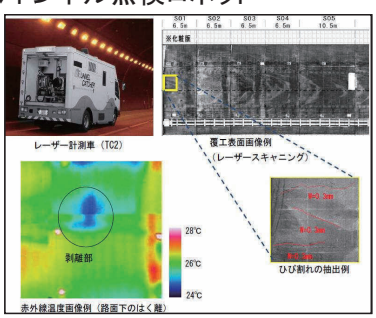

（日本工営、戸ノックス、ウォールナット）

（ジオサーフ、横山測量設計事務所）

▲災害調査ロボット（飛行型）

▼水中点検ロボット

（キューアイ、日立製作所、ディフェンスシステム、産総研）

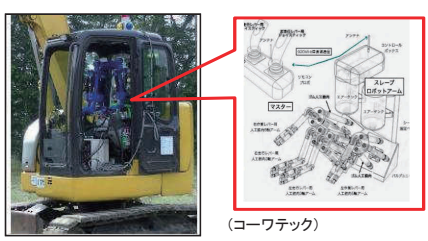

（コーワテック）

▲災害応急復旧ロボット（無人化施工）

※本頁の写真等は、国交省ホームページより引用

〈資料－２〉

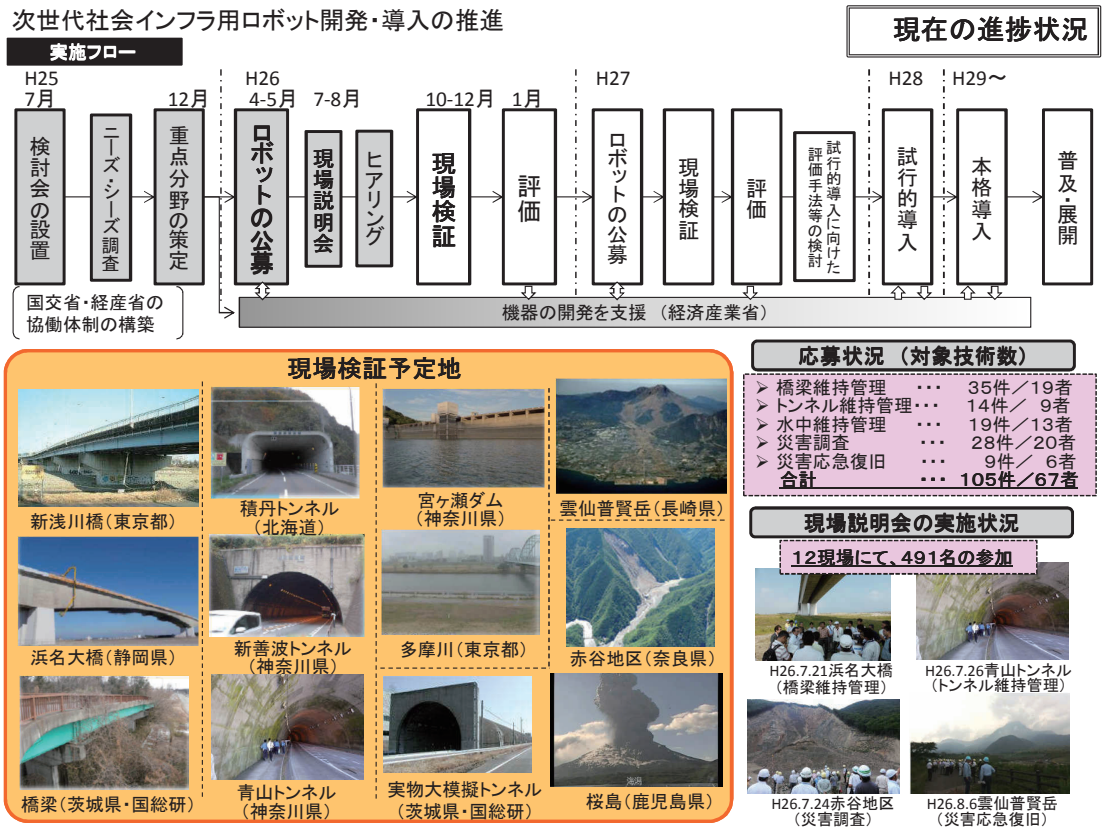

〈資料－3〉

○点検会社がロボットを購入またはレンタルにより調達し、点検を実施する。
○市町村等がロボットを購入またはレンタルにより調達し、点検を実施する。

のパターンがある。

市町村においては、財政的に厳しい状況は変わりないので市町村職員自らが点検する場合も増加する。

その場合、ロボットにおいては購入よりレンタルによる調達が増えると考えられる。

また、災害応急復旧ロボット（遠隔ロボット）は現在もそうだが、レンタルによる調達が主流となると考えている。

おわりに

公共施設を管理する国土交通省と、産業の技術情報を熟知している経済産業省の両省が、今回、初めて共同で検討会を設置し、我が国の社会インフラを巡る重要な課題に対応するべく、ロボットの開発・導入に連携して取り組むこととなった。検討会には、災害対応で連携する消防庁、基礎技術開発を実施する文部科学省もオブザーバーで参加している。

ロボット技術に関係する各省庁が連携して実施することにより、民間も積極的に技術開発に取り組み、大学等の研究者も本施策に協力するなど、産学官が同じ目標に向けて動き出すことで、日本の次世代社会インフラ用ロボットは着実に進むと考えられる。

レンタル企業においても、次世代社会インフラ用ロボットの動向については注視して頂きたい。

お知らせ

国土交通省との意見交換会（平成26年6月27日）

当協会と国土交通省総合政策局公共事業企画調整課との意見交換会が下記の通り開催されました。

日　時：2014（平成26）年６月27日(木）16：00～18：00
場　所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール 6A

●国土交通省側出席者
大臣官房 技術参事官　清水　亨
総合政策局 公共事業企画調整課　他　８名

●協会側出席者
角口会長、藤本・北野・小沼副会長、阿部常務理事、
常任理事10名、大手広域・メーカー９名

以上　出席者合計33名

議事次第

１．　挨　拶

清水参事官

『現在、平成26年度予算の執行に全力を上げている。平成27年度の予算要求については、災害の復旧・復興、公共施設の老朽化対策、国土強靱化等の課題に対応する予算確保に努力する。

また、行政施策として進めている情報化施工、ロボット技術、施工の合理化・効率化等について、引き続きご協力いただきたい。』

角口会長

『昨年、新法人に移行し、協会組織の活性化に関して改革を進めているので、行政からもご指導・ご意見を頂けるとありがたい。

情報化施工、ロボット施工等、国交省よりご提案いただいていることに当協会としても柔軟かつ的確に対応できるようにしていきたいので、引き続きご指導いただきたい。』

2.　議　事

1）建設機械関係行政の最近の動向
- 土木工事積算基準改定概要について
- 建設機械環境関係について
- 災害対策（関東甲信越豪雪への除雪支援対応）について
- 分解組立型（遠隔操作式）バックホウの配備について
- 老朽化に関する取り組みについて

2）情報化施工の取り組みについて
3）次世代インフラ用ロボットの開発・導入の推進について
4）最近のレンタル業の景況について
5）災害協定の締結状況

3.　意見交換

○建機レンタル業者が主要な建機の６～７割を保有しており、施工に関する国からの情報について、施工業者のみならず、建機レンタル業者にもお知らせいただけるとありがたい。

○地場の建機レンタル業者では、情報化施工の発注件数が少ないということで情報化施工機械を保有できない状況がある。これを今後どのように打開していくかが課題である。

○国交省各地方整備局と協会の支部組織の連携が重要であり、協会の組織も今後ブロック化を進め、災害や地域有事の際、お互いの協力関係が構築できるように進めていきたい。

○国交省ではTSによる出来高管理技術（土工１万㎥以上）が昨年度より、一般施工となり、情報化施工普及促進はこの５年間（第１期）で、ある程度、PRや説明を含め、普及したものと思っている。
今後、第２期として、どのようにして推進していくかが課題である。

○熟年層のオペレーターが全体で４割を占め、若年層のオペレーターがほとんどいない状況がある。人手不足・技能者不足がこのまま進むと施工がうまくできるのか、深刻な問題となっている。

○近い将来、情報化施工がないと従来の施工ではうまくいかない時代がやがて到来することが予想されるので、それに対応できる人材の確保・育成が必要ではないか。

○供給側であるレンタル業界で、3Dデータを扱える人材の育成が必要ではないか。

○情報化施工に特化した資格の創設が必要なのではないか。

○関東地整で協会が協力して開催している情報化施工講習会を他地域でも情報化施工の普及・説明の場として増やしていきたい。

○積算制度について、建築工事については、実勢単価が低く、最終的にレンタル業へのしわ寄せとなり、機械の更新ができない状況とならざるを得ない。

4.　その他

○建設業の技能者不足により、レンタル会社の社員が施工できる特例等の検討ができないか。特に災害時について、機械の提供だけではなく、操作が行える例外措置等の検討を願いたい。

以上　18：00に滞りなく終了した。

コネクスポ国際建設機械見本市 2014　視察研修 (2014年3月3日~7日)

当協会では、新法人事業の一環として、今般の法人改革に伴う会員間の結束強化、世界の建設機械及び施工技術の事情視察を主目的として、アメリカ・ラスベガスで開催された国際的な建設機械の展示会『コネクスポ国際建設機械見本市　2014』〈2014年３月３日～７日（３泊５日)〉に海外視察団（団長：角口会長、副団長：藤本副会長)を派遣いたしました。メンバーは、全国の会員･賛助会員に参加を募り、全国合計で32社45名での実施となりました。

この展示会は、211,966平方メートルという広大な土地を有するラスベガスコンベンションセンターで３年ごとに開催され、170ヵ国2,400社以上が出展し、130ヶ国から約15万人が来場しました。海外の建設機械及び施工技術、サービスを見聞できたことは、今後の我が業界にとっても、大変有意義で充実した経験でした。全体的に過密スケジュールでの行動でしたが、参加者全員、何事もなく無事に帰国の途につきました。

※コネクスポ国際建設機械見本市 2014　視察風景

JCRAスーパーオークション
JCRA SUPER AUCTION

JCRAスーパーオークション報告

当協会は、協会員の健全な中古建設機械器具流通を活性化することにより、中古建設機械の適正な流通を図れると考えています。また、協会員以外の優良事業者による流通活性化により、建設産業の健全な発展を促せると考えています。

そこで当協会は平成25年度より、下記の中古流通事業をJCRAスーパーオークションと銘打って、インターネットによる競りあっせんにて開始致しました。尚、当事業は円滑な流通を促進するため、運営業務に関して、株式会社ALMと事業提携を致しました。

平成25年９月の第１回開催より平成26年10月の期間中、JCRAスーパーオークションを２か月毎に計７回開催致しました。また、平成27年につきましては１月と８月を除く毎月開催の年10回開催を予定しております。

JCRAスーパーオークションの特徴

１．３部構成のオークション

◎第１部　商談市場（オークション正会員専用市場）

- オープンオークション開催前の１週間開催される、出品料無料のオークション正会員専用の商談会です。

◎第２部オープンオークション

- 開催期間は２日間。国内、海外のバイヤーが参加するオークションです。

◎第３部流札機市場

- オープンオークション終了後１週間開催される、流札した機械の後商談会です。

建設機械・道路機械・産業機械・環境機械・車両系・部品等、協会員の皆様がお取り扱いの商品は出品可能です。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

２．オークション事務局によるフォロー体制が充実

インターネットオークションのため、出品機械は自社のヤードから移動する事無く出品出来ます。また、ヤードを関東、関西にご用意し、ヤードでの出品機につきましては、事前の下見も可能です。決済や落札後の廻送手配なども、取引経験豊富なオークション事務局がフォローします。

３．公平・公正なオークション

インターネットオークションのため、札上げ式の現車オークションに比べて、入札者が特定されることがありません。また、関東・関西のヤードから出品される商品は、オークション事務局による検品を経て出品されます。自社ヤード出品の機械に関しましてのお問い合わせにも対応させて頂いております。

JCRAスーパーオークション結果報告　第１回～第７回（2013.9～2014.10）

「JCRAスーパーオークション」を、以下日程にて開催しました。

第１回2013年9月　第２回2013年12月　第３回2014年　2月　第４回2014年4月
第５回2014年6月　第６回2014年　8月　第７回2014年10月

※出品状況（７開催合計）

〈出品〉

協会員	51社	470台
外部参加者	22社	69台
Total	73社	1,072台

〈協会員の県別出品数〉

北海道	66台	岩手	2台	宮城	15台	山形	1台
新潟	14台	群馬	6台	栃木	3台	東京	89台
神奈川	8台	長野	9台	中部	56台	北陸	9台
滋賀	2台	大阪	3台	和歌山	55台	中国	15台
四国	11台	九州	65台	賛助会員	41台	計	470台

※成約状況（７開催合計）

〈出品・成約〉

出品数		1,072台
落札数		191件（17.8%）
成約金額	計	319,029,000円
成約単価		1,670,309円

	出品台数	成約台数	成約率
協会員	470台	137台	29.1%
外部会員	602台	54台	9.0%
合　計	1,072台	191台	17.8%

今後とも、会員・賛助会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。
来年度より、機械の相場情報等も協会員の皆様に発信させて頂く予定です。
ご不明な点、ご要望等、JCRAスーパーオークション事務局までお気軽にお問合せ下さい。

【お問合せ窓口】

株式会社ALM　JCRAスーパーオークション事務局
〒160-0023　東京都新宿区西新宿7－4－3
TEL：03－5937－4581　FAX：03－5937－4991

平成26年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰について

2014（平成26）年７月10日　今年の建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰の表彰式が国土交通省10階大共用会議室で行われ、当協会の**気田福俊常任理事**（青森支部長）、**寅　太郎（砂岡豊彦）元副会長・現常任理事**（大手広域）、**風間英夫元常任理事**（前神奈川支部長）の３名が「多年にわたり建設機械事業の振興に尽力し公共の福祉の増進に多大な貢献をした」ことにより受章されました。

2014年の建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰は10部門221名及び５団体が受章しました。当日は太田昭宏国土交通大臣より賞状と記念品が授与されました。

建設事業関係功労221名				
部門別内訳	収用委員会等委員	18名	都市計画事業関係	19名
	建設業関係	95名	河川事業関係	4名
	不動産業関係	23名	道路事業関係	3名
	測量事業等関係	12名	住宅・建築事業関係	32名
	建設機械関係	6名	建設行政関係	9名
	他　優良団体5団体			

（受章者３名：左から風間英夫氏、寅　太郎（砂岡豊彦）氏、気田福俊氏）

【国土交通大臣挨拶】

平成26年建設事業関係功労表彰を受章され、誠におめでとうございます。
ここに長年に亘り建設業、不動産業など社会資本整備関係の各分野における輝かしい御功績を表彰する機会を得ましたことは、喜びに堪えないところであります。

社会資本の整備は我が国経済の健全な発展や国民生活の安定と向上に極めて重要な役割を果たしております。

皆様方におかれましては、建設業分野、住宅建築分野などそれぞれのお立場から、我が国の社会資本整備に対し、特段のご支援とご協力を頂いてまいりました。これまでの、たゆまぬご努力の陰には多くのご苦労を経験されたものと思います。皆様方のご尽力に対しまして心から厚く御礼申し上げます。

我が国においては、昨今本格的な人口減少、高齢化さらには切迫する巨大災害、世界的な都市間競争の激化といった構造的な変化への対応が、重要な課題となっております。なかでも頻発する自然災害に備えた防災･減災対策、インフラの老朽化対策、大変な住宅都市環境の整備など諸課題への取り組みを着実に進めていく必要があります。

こうした国土交通行政の推進にあたりましては、皆様のお力が不可欠であり国土の更なる国土交通行政の発展のため、なお一層のご協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、皆様方のますますのご活躍・ご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

平成26年７月10日

国土交通大臣　太田 昭宏

国総環リ第６５号
平成２６年１０月１日

一般社団法人　日本建設機械レンタル協会会長　　殿

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」の一部改正について

「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」は、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的として、平成 25 年 3 月に、下記の 3 機種について燃費基準値を設定し、制度を発足しました。

・油圧ショベル（バケット容量 0.25m3～1.7m3）
・ブルドーザ（定格出力 19kW～300kW）
・ホイールローダ（定格出力 40kW～230kW）

このたび、2014 年 9 月に開催した「建設施工の地球温暖化対策検討分科会」における、審議結果を受け、ミニ油圧ショベルの燃費基準値（バケット容量 0.085m3～0.25m3）を設定します。

つきましては、燃費性能の優れた建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願い致します。

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程

平成２５年3月２２日付国総環リ第１５１号
最終改正　平成２６年１０月１日付国総環リ第６５号

（目的）
第一条　本規程は、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案して定めた燃費基準を達成する建設機械（以下「燃費基準達成建設機械」という。）の型式等についての認定等（以下「型式認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条　この規程において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械をいう。

２　この規程において「燃費評価値」とは、別紙一に規定する燃料消費量評価値算定要領に基づいて算定した燃料消費量評価値をいう。

３　この規程において「燃費基準値」とは、別表一に掲げる建設機械の機種及び区分ごとに定められた値をいう。

（燃費基準達成の技術基準）
第三条　次の各号に掲げる建設機械について、燃費基準を達成するため必要な技術上の基準は当該各号に定めるとおりとする。
一　燃費基準達成建設機械　燃費評価値が別表一に掲げる燃費基準値以下であること
二　燃費基準８５％達成建設機械　燃費評価値が別表一に掲げる「燃費基準値を０．８５で除した値」以下であること

（建設機械の型式認定）
第四条　総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する建設機械について、前条第一号又は第二号の基準に適合するとともに均一性を有している建設機械を、燃費基準達成建設機械又は燃費基準８５％達成建設機械として型式認定することができる。
一　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法（以下「法」という。）第十条の規定による型式届出特定特殊自動車であって、法施行規則第十六条第一項第二号に定める表示（原動機の法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。以下同じ。）が19kW以上56kW未満のものについては表示年が2011年または2014年、56kW以上560kW未満のものについては表示年が2014年）が付された特定特殊自動車
二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第４１条第１項第１５号、第２項第１号及び第３項の基準（法届出出力が19kW以上56kW未満であって、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第２８条第１項第１３号イが適用され、かつ第１５９項または第１６１項が適用されるものも含む）にそれぞれ適合し、かつ、道路運送車両法第７５条の２第１項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、道路運送車両法第７５条第１項の規定によりその型式について指定を受けた、又は道路運送車両法施行規則第６２条の３の規定によりその型式について認定を受けた特殊自動車
三　第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「排ガス指定要領」という。）第１１の１の規定による型式指定建設機械であって、排ガス指定要領第２０の１に定める表示が付された建設機械（ただし、排ガス指定要領第１８の規程によるみなし指定建設機械は除く）

２　型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定する燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領によるものとする。

3　総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から原則３ヶ月以内に審査を行い、認定するものとする。

（型式認定の申請）

第五条　建設機械の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を総合政策局公共事業企画調整課長に提出しなければならない。

一　認定申請書（様式一）

二　申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二又は様式二の三）

三　申請に係る建設機械の仕様書

四　申請に係る建設機械の外観図

五　申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表

六　申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Ｑ九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格若しくは検査の業務組織及び検査の実施要領において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

七　当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面

八　申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し

九　その他総合政策局公共事業企画調整課長が型式認定に関し必要があると認める書面

2　型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、前項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。

3　型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。

4　型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であって、その製作等に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。

（技術基準適合検査記録の保存等）

第六条　型式認定を受けた者は、当該型式認定された建設機械の製作等をする場合においては、燃費基準達成の技術基準に適合するようにしなければならない。

2　型式認定を受けた者は、前条の規定による申請に係る確認方法に従い、その製作等に係る当該型式認定された建設機械について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認定の通知）

第七条　総合政策局公共事業企画調整課長は、第四条の規定により燃費基準達成建設機械又は燃費基準８５％達成建設機械の型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の公表）

第八条　総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、燃費評価値及び認定適用日並びに認定番号を遅滞なく公表するものとする。

2　総合政策局公共事業企画調整課長は、第十三条第一項第八号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の届出）

第九条　型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第七号、同条第二項又は同条第三項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式六による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。届出にあたっては、当該変更箇所に係る内容が分かる書面を添付するものとする。

（変更の申請）

第十条　型式認定を受けた者は、第五条第一項各号（第一号、第七号、第八号及び第九号を除く。）、に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

一　様式七による変更申請書
二　当該変更箇所が分かる書面
三　申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
四　申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

2　第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

（廃止の届出）

第十一条　型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した様式八による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。

（型式認定された建設機械の燃費評価値測定資料等の提出）

第十二条　総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械について第三条の基準に適合していないと認められるとき、その他型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき又は総合政策局公共事業企画調整課長が測定した燃費評価値と当該型式認定された建設機械の燃費評価値に明らかな差があると認められるとき若しくは必要があると認められるときは、当該型式認定を受けた者に対し、燃費評価値測定に関する詳細資料その他型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

（認定の取り消し）

第十三条　総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　第十二条に規定する燃費評価値測定に関する詳細資料等について、提出又は説明の求めに応じないとき
二　第十二条の規定により提出された詳細資料により、型式認定された建設機械が第三条の基準に適合していない又はその他型式認定に係る規定を満たしていないと総合政策局公共事業企画調整課長が認めるとき
三　型式認定された建設機械が技術基準に適合しなくなったと認められるとき
四　型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき
五　第四条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
六　第九条第一項の規定による変更を届け出なければならない場合において、遅滞なく届け出なかったとき
七　第十条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき
八　不正の手段により型式認定を受けたとき

九　燃費基準達成建設機械又は燃費基準８５％達成建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき

（表示）

第十四条　燃費基準達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該燃費基準達成建設機械について、様式九による表示を見やすい箇所に付することができる。

２　燃費基準８５％達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された燃費基準８５％達成建設機械について、様式十による表示を見やすい箇所に付することができる。

３　建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に総合政策局公共事業企画調整課長に報告するものとする。

（点検整備方式の周知）

第十五条　第四条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

（普及の促進）

第十六条　総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成２５年３月２２日付国総環リ第１５１号）

（施行期日）

第一条　本規程は、平成２５年４月１日から施行する。

（認定開始日）

第二条　第四条の規程による型式認定のうち、原動機の法届出出力が19kW以上56kW未満の建設機械は平成２８年１０月より認定する。

附則（平成２６年１０月１日付国総環リ第６５号）

（施行期日）

第一条　本規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

（認定開始日）

第二条　第四条の規程による型式認定のうち、別表一に掲げる油圧ショベルで標準バケット山積容量が0.085m3以上0.25m3未満の建設機械は平成３０年４月より認定する。

別表一　燃費基準値

機種	区分	燃費基準	
		燃費基準値	燃費基準値を0.85で除した値
油圧ショベル	標準バケット山積容量（m^3）	2020年燃費基準値（kg/標準動作）	2020年燃費基準値を0.85で除した値（kg/標準動作）
	0.085以上0.105未満	2.0	2.4
	0.105以上0.130未満	2.1	2.5
	0.130以上0.150未満	2.6	3.1
	0.150以上0.200未満	2.8	3.3
	0.200以上0.250未満	3.2	3.8
	0.25以上0.36未満	4.3	5.1
	0.36以上0.47未満	6.4	7.5
	0.47以上0.55未満	6.9	8.1
	0.55以上0.70未満	9.2	10.8
	0.70以上0.90未満	10.8	12.7
	0.90以上1.05未満	13.9	16.4
	1.05以上1.30未満	13.9	16.4
	1.30以上1.70未満	19.9	23.4
ブルドーザ	定格出力※（kW）	2020年燃費基準値（g/kWh）	2020年燃費基準値を0.85で除した値（g/kWh）
	19以上75未満	568	668
	75以上170未満	530	624
	170以上300未満	508	598
ホイールローダ	定格出力※（kW）	2020年燃費基準値（g/t）	2020年燃費基準値を0.85で除した値（g/t）
	40以上110未満	21.3	25.1
	110以上230未満	27.9	32.8

※定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

別紙一　　燃料消費量評価値算定要領

１．適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が0.085m^{3}以上1.70m^{3}未満の油圧ショベル、定格出力19kW以上300kW未満のブルドーザ及び定格出力40kW以上230kW未満のホイールローダにおける標準作業時の燃料消費量評価値の算定方法について規定する。

２．燃料消費量評価値の算定

燃料消費量評価値の算定に係る試験方法は、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械 －エネルギー消費量試験方法－ 油圧ショベル」（以下「JCMAS H020」という。）（平成26年3月25日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H021「土工機械 －燃料消費量試験方法－ ブルドーザ」（以下「JCMAS H021」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）及び（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械 －燃料消費量試験方法－ ホイールローダ」（以下「JCMAS H022」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）によるほか、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものとして型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2)試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3)試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H021又はJCMAS H022の試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認の押印をし、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出すること。

３．測定値及び計算値の末尾処理

(1) データ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。

(2) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022 によるものについては、小数第２位を四捨五入し、小数第１位まで記載し、JCMAS H021 によるものについては、小数第１位を四捨五入し、整数値までを記載するものとする。

４．試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料（参考資料１、２又は３）を提出しなければならない。

５．試験機械の型式、仕様及び装備の公表

総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械の試験機械の型式、仕様及び装備を公表するものとする。

別紙二　燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領

第１　燃費基準達成建設機械の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、申請又は届出する建設機械の構造が、すでに型式認定を受けた建設機械の構造と比較して、その相違が機種毎に別表二、別表三又は別表四に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

１ 規程第五条による型式の申請
２ 規程第九条による変更の届出
３ 規程第十条による変更の承認に係る申請

平 成 ２６年 ５月 ９日
国 土 交 通 省 道 路 局

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

1. 背景

（大型車両が及ぼす道路の劣化への影響）

① 道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要があるとともに、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要である。

② 国等が実施した載荷試験による研究成果を基にした試算では、道路橋のコンクリート床版の劣化への影響は、軸重20トン車は軸重10トン車の約4，000台相当となり、0．3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化の約9割を引き起こしている。このように重量制限を超過する違反車両が国民の重要な財産である橋梁等の老朽化に与える影響は適正な車両の影響に比べて極めて大きい。

（効率的かつ迅速な物流による経済活力の向上）

③ 今日の我が国の経済活力の向上においては、物流及びそれを担う大型車両の果たす役割は重要であり、車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等により効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

2. 基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

3. 通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

（1）バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車のみ緩和（10トン→11．5トン）していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車（2軸トラクタに限る。）すべてについて統一。　【平成26年度中に実施】

（2）45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45フィートコンテナの輸送が可能な車両の範囲を拡大するため、バン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を延長。　【平成26年度中に実施】

（3）許可までの期間の短縮

① 審査における協議手続を迅速に行えるようにするため、地方公共団体に対して、主要道路情報のデータベースへの登録を要請。　【継続実施】

② 審査期間を短縮するため、通行許可のオンライン申請システムの改良・普及促進。　【継続実施】

③ 高速道路等について、大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施。 あわせて、指定箇所の拡大・通行支障箇所の解消を推進。

【平成26年度から実施（平成25年度道路法改正関係）】

④ 効率的で迅速な審査を実施するため、審査体制を集約化。

【平成27年度から段階的実施に向けて準備】

（4）適正に利用する者の許可の簡素化

① 違反実績のない者に対して、許可期間（現行2年）を延長。

【平成27年度実施に向けて準備】

② ITS 技術を活用した通行経路把握による通行許可制度の新たな運用。

【平成28年度実施に向けて準備】

4. 違反取締りや違反者への指導等の強化

（1）違法に通行する大型車両の取締りの徹底

① 自動計測装置を増設し、より的確に違法通行する大型車両の取締りを実施。
【平成26年度から実施】

② コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施。【継続実施】

（2）違反者に対する指導等の強化

① 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発)。 【平成25年度から実施】

② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施。 【平成26年度から実施】

③ 是正指導のための呼び出しにも関わらず、これを拒否する者等に対しては、報告の徴収及び立入検査を実施。また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施。
【平成26年度から実施（平成25年度道路法改正関係）】

（3）関係機関との連携体制の構築

① 国土交通省（道路局及び自動車局）、 警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施
【平成25年度から実施】

②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示。
【平成26年度から実施】

③ 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【平成26年度から実施】

5. 本方針を実施することによる効果

（1）道路構造物の長寿命化

重量を違法に超過した大型車両の取締りや違反者に対する指導等の強化により違反車両が減少することや、構造強度や維持管理水準の高い高速道路等へ大型車両の通行を誘導することにより、道路橋をはじめとして道路構造物の劣化が抑制される。

（2）効率的かつ迅速な物流の実現

① バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重が10トンから11．5トンへ引き上げることで、コンテナに積載できる貨物は重量で約6トン（30%）程度の積み増しが可能となる。

② 45フィートコンテナ積載車を含め、バン型等のセミトレーラ連結車の車両長制限を延長することにより、利用できるシャーシの選択肢を広げ、45フィートコンテナを利用しやすい環境が整う。なお、45フィートコンテナは、40フィート背高コンテナと比較すると容積で13%多く積載することが可能となり、容積勝ちの貨物を輸送する局面においては、潜在的なニーズがあると見込まれている。

③ 大型車両を誘導すべきとして指定された道路に係る通行許可については、現行の手続と比較して10日程度短縮が見込まれる。また、通行許可に関する違反のない者の許可期間の延長及びオンライン申請等のさらなる普及により審査期間の短縮及び利用者の利便性の向上が図られる。
以上の取組みにより、効率的かつ迅速な物流が促進される。

（3）交通の危険の防止

特殊車両の通行許可制度が遵守されることで、道路交通の危険が防止される。

省エネルギー型建設機械の導入促進について

経済産業省 製造産業局
産業機械課 生産機械一係長　浅井　俊行

1．はじめに

経済産業省では、建設機械から排出されるCO_2を抑制するため、環境性能に優れた省エネルギー型建設機械の導入に対して補助を行うことにより、省エネルギー型建設機械の市場活性化や一層の省エネ性能等の向上を支援し、低炭素社会の実現に貢献するため、「省エネルギー型建設機械導入補助事業」を展開している。今回、支援策の概要についてご紹介する。

2．平成26年度省エネルギー型建設機械導入補助事業（予算額：18億円）

⑴　事業概要・目的

建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費の一部を補助することにより、建設現場等で使用される省エネルギー型建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の省エネルギー性能の向上等を支援し、低炭素社会の実現に資することを目的としている。

⑵　対象機種

一定水準以上の燃費性能とオフロード法排出ガス規制（2011、2014年）を満足する建設機械（油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダー）であり、ハイブリッド機構、情報化施工機器、電動機駆動等の省エネルギー技術を搭載する建設機械を対象としている。現在、油圧ショベル279機種、ブルドーザ100機種が対象機種として認定している（平成26年９月末現在）。

⑶　補助金額

（省エネルギー型建設機械本体の購入価格－基準額）×　補助率（2/3）

※上限は300万円／台

⑷　公募期間

平成26年６月６日（金）～ 平成27年３月９日（月）

（予算がなくなり次第、公募終了。）

⑸　申請の流れ

補助対象車両を購入して引渡しを受けた事業者が、代金全額を支払った後に、原

則として手続き代行者を通じて交付申請を行うことから始まる。その後、センターにおいて審査を行い、補助に該当する車両については補助金額を算定し、補助金の交付を決定する。（図－１）

〈図－１：申請の流れ〉

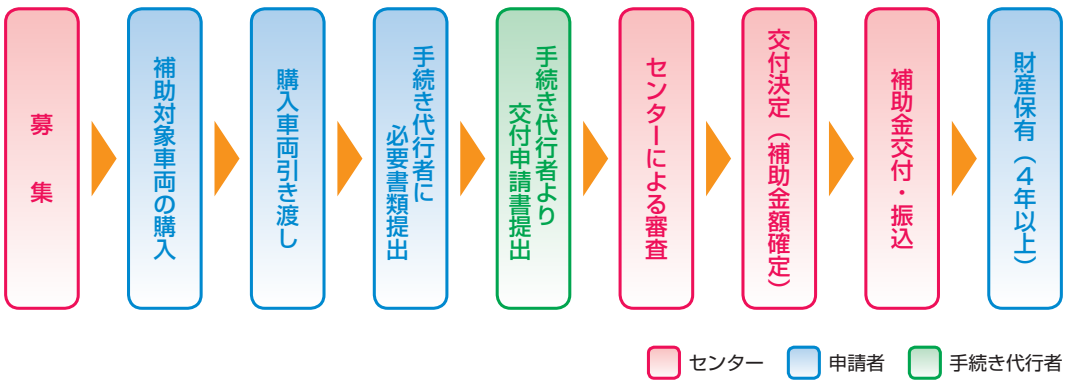

３．今後の更なる促進に向けて

本導入補助事業を活用しながら、省エネルギー型建設機械の車両価格低減による市場への普及促進を更に図っていくためには、通常の建設機械の導入価格と比較し、省エネ型建設機械（コスト回収額を含む）の導入価格を同水準にしていく必要がある。イニシャルコストの低減を図る一方、長期的な目標として、導入価格を通常の建設機械の価格と同水準にすることを政策目標としている。今後も、より多くの事業者の皆様に支援策をご活用いただき、省エネ効果の優れた、また作業効率化を図ることができる建設機械の導入を推進していきたいと考えている。

組織活性化推進委員会　答申書について

角口賀敏会長より組織活性化推進委員会に諮問された『新協会組織の今後の方向性について』同委員会にて３回にわたり審議し、平成26年２月27日、同委員会寅太郎委員長より角口会長に答申書が提出されました。

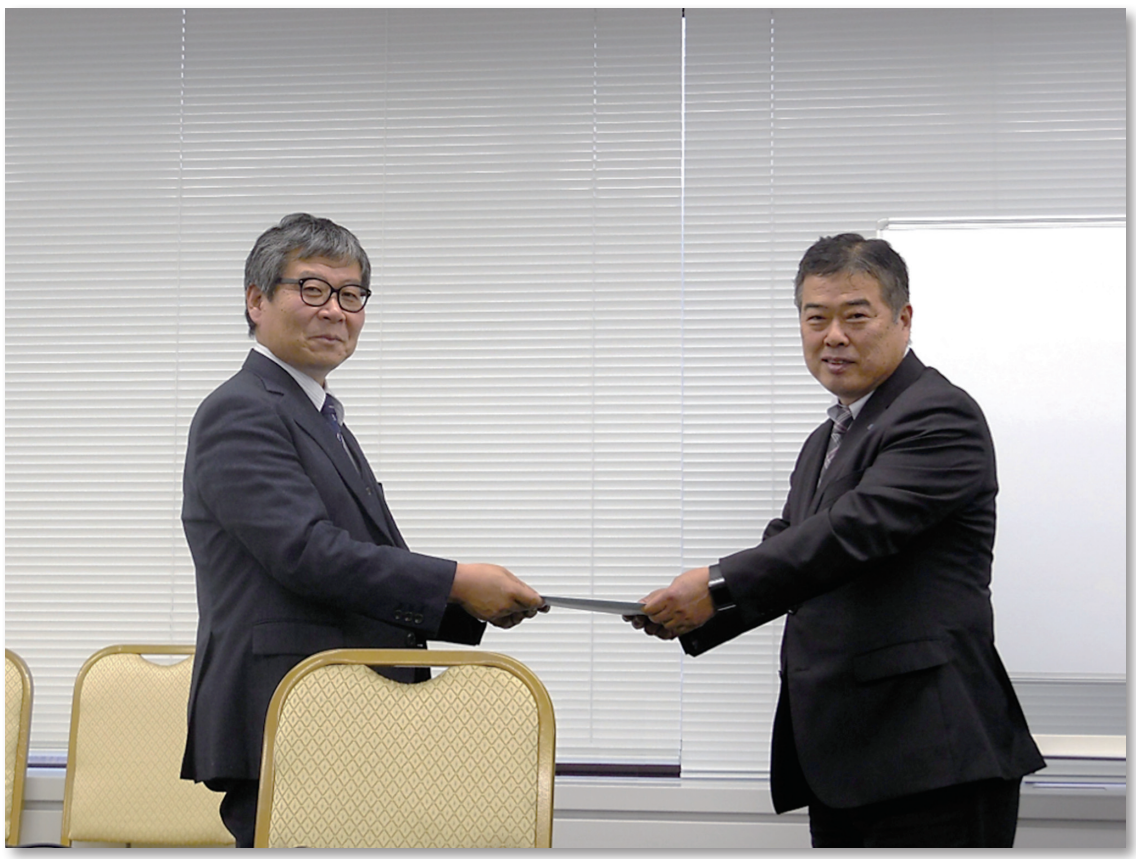

（組織活性化推進委員会寅委員長（左）と角口会長（右）

一般社団法人　日本建設機械レンタル協会

組織活性化推進委員会　答申書

※協会の目的を達成させるための必要事項

協会の定款に定める目的と事業を推進するためには、会員各企業に、協会の活動そのものの「可視化」を強力に推進する必要があり、全会員の結束・大同団結の下、活動する必要がある。

従前の組織においては、本部活動と支部活動との温度差、当協会と任意法人（任意法人内の孫組織を含む）との関係の不明確化、最前線の会員への周知徹底に温度差が生じていることも否定できず、この協会設立の目的に基づき、目的達成のために、会員の意識を高め、可及的に課題に取り組む姿勢が望まれる。

１．組織体系について

（連合会的運営組織からの脱却・１つの協会としての意識改革）

従前の全国建設機械器具リース業協会は、旧建設省の構造改善事業の推進のために、旧来連合会組織であったものでは認められない事から、昭和58年に人格を１つにした全国協会の社団法人として発足した経緯がある。

それゆえに、社団法人として、全国が一本化され、構造改善事業、可搬形発電機に関する事業、建設機械リース業管理技士等、種々の施策が推進されてきた。しかしながら、その組織は、各地の支部としての活動の意識が希薄であり、従前の各地に存在する任意法人（県建設機械器具リース業協会、県建設機械リース業協同組合）等、既存の組織に頼った連合会的な運営がなされたまま、現在に至っている。

今回の一般社団法人化を機に、各地の支部の位置付けも明確になりつつあるが、従前の団体が、任意法人を継承していたりする等、別団体と並行もしくは同等に活動されている実情もあり、問題点、課題となったままとなっている地域も存在する。

今般、新法人として、再出発をするにあたり、過去を否定するのではなく、現状を受け留めた上で、新生、日本建設機械レンタル協会として、支部の在り方を整理整頓して、取り組んでいく必要がある。支部の設置そのものを一定の基準のもとに規定し、会員８社の支部から175社の支部までが散在するのではなく、ブロック別・地域別、あるいは規模別に一定のルールのもと、設置されるべきと考える。１つの提案としては、建設機械器具を名乗っている以上、国土交通省の行政区域（地方整備局）別等に支部の設置を定義し、その中で、都道府県別に、協議会（仮称）的なものを設置、地域活動を活発に出来るよう、組織再編を行うべきと考える。

具体的な再編は、今後必要ならば、別途検討会を開催する等して対応すべきと考える。

２．情報の流れの整理が必要

現在検討されている会費見直しについては、会費検討委員会に委ねるとして、会費の金額の合意・納得感を得るためには、協会の活動を全会員にタイムリーに届けられる仕

組みを考え、構築することで、活動内容の理解と納得感を得る努力が必要である。

ホームページ、Eメール、FAX通達、文書通知等、その通知の内容と時間的な問題を考え、整理したうえで、速やかに全会員に、情報が伝わるようにする必要がある。

そのためには、本部での情報伝達システムの構築・整備を行い、通知内容により、その情報の優先順位を付けて、あらゆる情報を、速やかに会員に届けられるようにすべきと考える。当面は、情報の発生の都度、随時、マニュアルの見直し、追記を行い、情報のスムーズな流れが作れるよう意識的に取り組む必要がある。

また、支部活動においては、その温度差・濃淡も認めざるを得ないが、少なくとも、全国の一般社団法人の会員としての活動の機会を広げられるように、支部活動においても、本部が把握できるように努め、近隣支部の会員に、活動機会を増やせるようにし、会員の情報の共有化を図ることで、活動そのものへの理解を得られる努力をすべきである。

3．経理的にガラス張りの協会運営を目指す

協会の財務諸表の作成が、国からの指導により、新公益法人会計基準（平成16年基準）、その後、新新公益法人会計基準（平成20年基準）に則り、進められるようになったが、会員各企業には内容を把握しにくくなってしまっている感がある。会員各企業は、損益計算書、貸借対照表に則り、経営を行っているが、協会の行う事業についても、会員各企業に理解できる表示方法に心掛け、努力する必要がある。

また、会員会費をもとに活動を行っているのであるから、ガラス張りの経営を行い、会員にとっての「可視化」の進んだ協会を目指すべきと考える。

4．各組織の役割と権限の見える化

総会、理事会、常任理事会、正・副会長会議、支部長会議、各委員会等の会議の目的と役割について、定款の他に、委員会規程等の細則やマニュアルを策定する。

（誰が、どのような決裁権を持って執行しているのか、会員にわかりやすくする。）

理事会等、決裁権限を持った機能の会議を行う場合には、それぞれの会議の機能を、最大限に発揮できるようにし、その内容が会員各企業にて把握できるようにすべきと考える。具体的な内容については、公表できる段階でなくとも、審議していることを伝えるべきと考える。

5．協会の存在を強力にアピールする
国土交通省との意見交換を積極的に開催する

現在、関東地整や近畿地整との意見交換会等を開催しているが、各地方整備局と更なる交流を図り、業界団体として、行政の考えや方向性についての勉強を行い、また、意見を反映していただける機会を作っていく必要がある。

国土交通省、地方公共団体の主催・共催・後援の行事に、協会として積極的に参加し、協会としての後援等を行い、建機レンタル業界の存在を社会に積極的にＰＲする機会を作っていく必要がある。また、国土交通省との連携・協力はもちろんのこと、全国建設業協会、日本建設業連合会、日本道路建設業協会等の他団体との交流を図り、会合の創

設や機関紙への広告掲載、行事への参加・出展や当協会の行事（賀詞交歓会等）への招待等を行うよう努める必要がある。

6．協会の本部予算、支部予算について

事業計画と方針を明確にして、その方針をもとにして、協会運営を遂行すべきである。予算の段階で、支部の計画を単純集計した予算書から脱却し、多くの会員が納得できる予算組みを行えるようにすべきと考える。

現状では、総会での決議事項であるが、検討する時間もなく、事業計画に沿った予算編成となっているかどうかの確認する時間もないままに、予算の成立を目指している感がある。本部方針、支部方針のもとに、事業計画が策定され、それをもって、予算編成をすべきである。そのためのワークフローも、現状を前提とするのではなく、本来、あるべき姿を基準として、それに向かい、改善を図れるようにすべきと考える。

※今後の執行部への継続審議課題と提言

1．レンタル企業として統一した会計基準等の作成

基本的に会計基準は各企業の問題ではあるが、経営指標の共通した目安や評価について、国際的な評価基準も視野に入れ、取り入れられるところから活用していく。償却前利益、償却前利益率等の考えなど、損益計算書や貸借対照表では比較できない部分での共通の指標作りを行う。

レンタル商品の平均年齢等、現時点での利益だけでなく、将来への安定した経営指標などの作成も検討するべきと考える。

2．レンタル企業として統計資料の収集と公表

現在、流通委員会にて行っているアンケートなど、会員が積極的に参加して役立つ資料にすべく、学識経験者などに、分析方法も含めて、検討依頼すべきである。

各社の経営戦略に触れない範囲で、共通の目的のために積極的に参加出来る内容を目指すべきと考える。例えば、年間３億円の企業と、1,000億円以上の企業との回答の結果が、１：１の分析では、市場の状況を反映しているとは言い難く、どのように調査すべきか等を学識経験者、専門家に検討依頼すべきと考える。

統計資料の収集・公表については、当委員会委員のメンバーでもある大手広域14社が協力し、保有機械総額（購入ベース）での整備スタッフ数、総売上に対しての修理消耗品費の比率、営業社員１人あたりの売上高等の平均を公表し、国内業界としての平均値を業界に知らしめる。加えて、将来の専門職人材不足に対応すべく、特殊運送や専門的修理業者等、各社の外注下請業者との共有化を図っていくことが必要と考える。

また、会員企業各社の主な経営指標となるようなEBITDA（償却前損益）の導入も検討すべきと考える。EBITDAを使えば、減価償却費や法人税の影響を排除することができるため、純粋な収益力を比較することが可能になり得る。それゆえに会員企業に１つの座標軸として捉えていただくことも一考する余地があると思われる。

＊EBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortizationの略）
利払い前・税引き前・償却前の利益。通常、税引前利益＋支払利息＋減価償却費で求める。企業の国際比較に有効な指数。

3．レンタル企業の登録制度等の検討とそれに向けた努力

業界の社会的使命の向上を目指すためには、法律などでの保護のもとでの権益を目指すのではなく、業界の意識、サービスの向上を目的とした協会基準などの指標作り等を検討すべきと考える。

4．委員会委員構成について

委員会委員は第三者（有識者及び行政等）を含めた構成とするのが望ましいと考える。

5．協会内部の会員企業の詳細分類を検討する

現在、大手広域会員（14社）、普通会員、賛助会員の構成となっているが、会費の件も含め、今後、どのような協会であるべきなのかを整理する上でも、会員企業の実態を把握しておく必要がある。

取扱い商品においても、数百円で購入できるものから、数億円の商品まで、レンタル料金も、その計算方法も様々で、単価問題、稼働率、仲間貸し問題など、お互いが、共通の話題のように会話していても、別のテーブルで会話している様では、なかなかコミュニケーションが取れないままとなっているのが実態でもある。仮設資材の会社と、小物商品の会社と重機の会社、備品の会社では、各々、全く異なる考えでいる可能性があり、スポーツをするから集まって欲しいと言っても、ゴルフウェア、柔道着、レスリング、水泳、それぞれが異なるユニホームで１つの競技をしようとしているような状態となりかねない。

まずは、実態を把握するところから仕切り直しをすべきと考える。

6．協会独自の資格制度を検討する

旧建設省時代の許認可を目的とした資格制度ではなく、サービス力、商品のISO的な安心・安全を目的とした制度の創設を目指すべきと考える。

※その他、委員から出た提言・意見（まとめ）

・大小の会員を取り纏める協会の重要性と会員の意識の改善が必要
・法人の目指す方向を崇高なものにすべき
・業界関連法律の改定については、業界として意見を発信する必要が有る。
・法律で守られていない業界では有るが、社会的存在意義のある組織を目指してどの様に活動できるかを検討する必要がある
・協会の立ち位置としての、指針作りが必要ではないか
・レンタル企業の置かれている状況の改善が必至、災害復旧に関与することにより、初め

て必要とされる業界としての認知が進んでおり、これを活用すべき
・新技術を地域に普及できる協会としての組織整備が必要ではないか
・人材確保の問題を検討すべきである
・レンタル依存度がゼロの時代に作られたルールを払拭することが必要
・若者に対して魅力のある業界作りが必要
・業界として通常備えるべき情報の精査と、将来への目標作りが必要
・差別化されるような業界作りのため、会員の団結が必要
・社会に認められるための業界内のコンプライアンスの遵守が必要
・発注者の操作能力の低下に対するサポート体制が必要
・地位の向上と会員・非会員の差別化が必要
・業界としての整備基準に関する指針を作成し公表することが必要
・業団体の横の連携を強化するべきである（他団体との友好関係の構築）
・公共投資が維持管理等にシフトする動向に対応する体制整備が必要
・公益法人としての公共性担保の為の事業拡充が必要
・盗難対策を協会として検討すべき
・環境問題（排ガス４次規制等への対応）・燃料問題（不正軽油問題）・泥落とし等への積極的な取り組みが必要
・不良債権問題（サービサー、カード決裁等）への取り組みが必要
・技術レベル、安全レベルの向上のための講習会・説明会の開催の推進
・災害対応（災害協定の締結の推進、緊急時の対応マニュアルの作成）への取り組みの推進
・会員間の情報の共有化、システムの構築
・国際交流の拡充（ARA、ERA等との交流事業の推進）

※おわりに

年度のまとめとして、本委員会としての答申を、以上のように、協会宛に報告するものである。委員会の開催回数が少なく、多忙な中、準備委員会（平成25年６月25日）、第１回（同年９月10日）、第２回（同年10月22日）、第３回（平成26年１月21日）の委員会の中で、委員各位より挙げられた問題点・課題につき、次期執行部に引き継ぎ、継続して検討していただきたく、心からお願いするものである。

新法人として、名前だけでなく、組織も一新して、建機レンタル業界が「信頼される業界」となるべく、協会の進むべき方向性が確立され、協会・業界の更なる発展・隆盛に寄与できれば幸いである。

平成26年２月27日

一般社団法人　日本建設機械レンタル協会
組織活性化推進委員会委員一同

一般社団法人　日本建設機械レンタル協会

組織活性化推進委員会　委員一覧

役　職	氏　名	会　社　名
委員長	寅　　太郎	(株)レンタルのニッケン　(大手広域)
副委員長	有馬　康二	住友建機販売(株)　(メーカー)
副委員長	辻村　敏夫	西尾レントオール(株)　(大手広域)
委　員	小野寺昭則	(株)小松製作所　(メーカー)
委　員	小林　憲文	日立建機日本(株)　(メーカー)
委　員	田島　潤一	(株)レント　(静岡支部・大手広域)
委　員	金本　哲男	(株)カナモト　(大手広域)
委　員	程　　暁明	日本キャタピラー　(メーカー)
委　員	久慈　正紀	コベルコ建機(株)　(メーカー)
委　員	清水　一弘	(株)ワキタ　(大手広域)
委　員	須賀　紀夫	新日本建販(株)　(大手広域)
委　員	黒川　和雄	(株)共成レンテム　(大手広域)
委　員	須郷　洋一	ユナイト(株)　(大手広域)
委　員	真島　　浩	サコス(株)　(大手広域)
委　員	稲垣　　孝	国土交通省総合政策局　公共事業企画調整課　企画専門官
委　員	小畑　正好	早稲田大学　理工学術院
委　員	及川　浩希	早稲田大学　社会科学総合学術院
会　長 (オブザーバー)	角口　賀敏	(株)キナン　(和歌山支部・大手広域)
副会長 (オブザーバー)	藤本　俊雄	(株)ビー・トライ　(東京支部)
副会長 (オブザーバー)	北野　一雄	北野建機(株)　(大阪支部)
副会長 (オブザーバー)	小沼　直人	(株)アクティオ　(大手広域)
専務理事 (オブザーバー)	江口　浩市	(一社)日本建設機械レンタル協会

協会ホームページについて

平成26年８月１日より、**協会ホームページのURLが新しくなりました。**

新URL　http://www/j-cra/org/

平成27年６月までは旧URL（http://www.zenken.org/）からも新URLへアクセスできるようになっていますが、それ以降はつながらなくなりますので、新しいURLへの登録変更をお願いいたします。

今後ともさらに内容の充実を図ってまいりますので、何卒ホームページをご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

会員証の追加発行について

昨年、新法人になったことを機に協会の会員証（ボード）を発行いたしました。

「(一社）日本建設機械レンタル協会の会員であること」を証明するとともに、会員企業の信頼・信用構築の一助となり、社会に対して信頼される証となることを目的としております。会員各社様には、昨年12月に1枚無料にて配布させていただきましたが、その後複数枚以上ご希望の会員様は1枚あたり￥8,000-（消費税・送料別）にて作成いたしますので、ご希望の節は、下記所定の事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

※会員証サンプル

記

…… 会員証追加注文書 ……

（この用紙をコピーしてご使用ください。）

※追加注文をご希望の方は、下記所定の事項をご記入の上、切り取らずにこのままFAXをお願い申し上げます。

（なお、製作期間として２週間程度頂戴いたしますので、ご了承ください。）

代金のお支払い等につきましては、発送時にご案内させていただきます。

申込先 FAX　03−3255−0513

追加注文枚数　　枚		
会員番号（会員証に記載されている10桁の番号）		
会社名		
ご担当者名		
ご連絡先 TEL　　−　　− FAX　　−　　− E-MAIL		

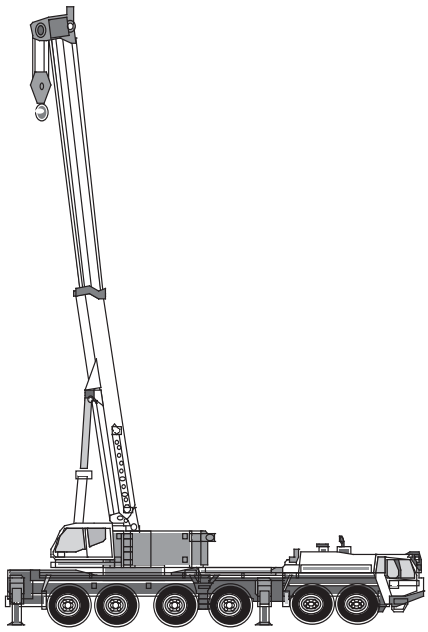

●健康コラム

睡眠の話…。

疲れたときの疲労回復には「寝るのが一番」とよく言われますが、睡眠は食事や運動と同様に私たちの健康を維持するために必要なものです。「寝不足だ」「寝つけない」等私たちの日常生活でもよく耳にしますが、日本では約５人に１人が睡眠に関して何らかの問題を抱えていると言われています。そこで今回のコラムでは睡眠についてご説明していきたいと思います。睡眠は人間の人生の内の３分の１を占め、毎日爽快な気持ちで意欲的に仕事をするためには十分な睡眠が不可欠です。睡眠時間が不足していると日中に眠気が出て、あくびをしたり、居眠りをしそうになったりしてしまいます。車の運転や建機のオペレーション、危険を伴う作業等に携わっているときに居眠りをすれば重大な事態を引き起こしてしまいます。残念ながら、今まで日本や外国で起きた重大な事故には、この睡眠不足が原因となっていることが少なからずあります。睡眠は身体を休ませるだけでなく、脳を健全な状態で機能させるためにも必要です。疲れた身体は横になって休息をとればある程度は回復しますが、疲れた脳は睡眠によってでしか回復しません。しかしながら、忙しい現代人にとって時間の節約で切り詰められてしまうのも睡眠（時間）なのです。

NHKの国民の生活時間調査(2011年)によると、成人の平日の平均睡眠時間は7.14時間で、年々一貫して減少傾向にあり、40年前と比べると約１時間も短くなっています。午後10時前に就寝する人の割合も減少しており、日本人の睡眠時間の短縮と生活習慣の夜型化が進んでいます。外国との比較でも、経済協力開発機構（OECD）が2009年に報告した先進18カ国の平均睡眠時間では、最長はフランスの8.8時間、最短は日本と韓国の7.8時間でした。皆さんもご経験があるかと思いますが、睡眠不足による日中の過度な眠気は「疲れやすい」「イライラする」「頭が重い」など心身の不調と強く関連していることが多いです。不眠が続けば、身体が衰弱して健康に害を及ぼすばかりでなく、引いてはその人の所属する企業や家庭、社会や経済にまでもマイナスな影響を与えることになってしまいます。睡眠は大人になるまでに自分本来の眠りを社会の生活習慣に合わせるように教育を受け、この教育された生活習慣での眠りのほうが本来の眠りよりも支配的になっていきます。したがって、睡眠時間は育てられた環境や生まれつきの体質にも影響され、人によって異なります。（偉人の例で言うと、エジソンの睡眠時間は平均５時間、アインシュタインは平均10時間だったと言われています。）短い睡眠時間で十分な人もいれば８時間以上でも足りない人がいます。睡眠は「身体を休ませる」と同時に「脳を休ませる」という重要な役割を担っています。極度の緊張や興奮、怒り、不安状態に陥ったときなどに「寝てしまえば忘れる」と言われることがよくありますが、これは脳を休ませること(＝睡眠)が自律神経（意識しなくても自然に身体の各機能（内臓・血管・腺等）を調整してくれる神経のこと）に休息を与え、リラックスさせる効果を持っているためです。また、脳を休ませると私たちの体内では成長ホルモンが分泌されます。成長ホルモンには新しい細胞を作る効果もありますので、「寝る子は育つ」「睡眠不足はお肌の大敵」と言われるのもそのためです。例えば、電車で座った際や休憩時間に10分程目を瞑ってうたた寝したらすっきりしたと感じた経験をお持ちの方も多いと思います。これは、脳が休み、回復したという証拠です。たった10分だけでも睡眠にはそれだけ疲労回復の大きな効果があるということなのです。睡眠不足や質の悪い睡眠を続けていると身体の変調だけでなく、重大な生活習慣

病や精神疾患を引き起こすこともありますので要注意です。

睡眠には浅い眠りのレム睡眠と深い眠りのノンレム睡眠があります。

身体は休息状態なのに脳は覚醒に近い状態で活動している睡眠のことをレム（REM）睡眠といいます。レム（REM）とは『Rapid Eye Movement』の略で、レム睡眠時に激しい眼球運動が見られることからこの名称がつけられました。また、このレム睡眠のときに夢を見ると言われています。レム睡眠とノンレム睡眠を一言でいうと、次の表のようになります。

レム睡眠＝身体は深い休息状態だが、脳は覚醒に近い状態（→この時に夢を見る。）

ノンレム睡眠＝身体も脳も深い休息状態

眠りにつくと、徐々に深いノンレム睡眠に入っていき、次に浅い眠りのレム睡眠へと移行していきます。私たちの眠りはこれら性質の異なる２種類の睡眠で構成されており、約90分周期で一晩に４～５回、一定のリズムで繰り返され、朝の目覚めを迎えるということになります。ノンレム睡眠が深くなるにつれて体温が下がり、レム睡眠時には体温が上昇していきます。そのため、レム睡眠状態時に起きると体温は上昇していますので目覚めは良好ですが、ノンレム睡眠のときに無理やり起こされると目覚めが悪くなると言われています。それでは、睡眠時間はどのくらいとればいいのでしょうか。よく「睡眠は８時間とれば十分」という話を耳にしたこともあるかと思いますが、年々日本人の睡眠時間は減少傾向にあり、30～50代の働き盛り世代は特に短くなっているようです。８時間というのは、人間の睡眠時間を研究した平均的な数値であり、すべての人に当てはまるというわけではありません。良い睡眠の基準を「日中しっかり目が覚めていて、眠気もなく意欲的に活動できる状態」と考えれば、６時間で大丈夫な人もいれば８時間以上必要とする人もいます。つまり、何時間眠ったかということよりも、どんな睡眠をとったかという“眠りの質”が重要なのです。良い睡眠には「深い眠り」が必要とされていますが、その「深い眠り」が得られるのは、ノンレム睡眠とレム睡眠のセットの１回目と２回目であるという研究結果があります。この研究結果に基づくと良い睡眠をとるには最低でも４時間程度の時間が必要ということになります。長時間の睡眠をとっていても、なかなか寝付けない、頻繁に目が覚めてしまうといった眠り方では、睡眠のリズムを崩してしまうため良い睡眠とは言えません。また同様に、睡眠をためる「寝だめ」はできないと考えられています。「平日の寝不足を週末の寝だめで補う」、「徹夜をするので前もって寝だめしておこう」等と考えることもありますよね。肉体的な疲労は長時間の休息で回復しますが、脳の休息には睡眠のリズムが影響していますので、不規則な睡眠はかえってそのリズムを崩してしまうことになりかねません。長く眠ることよりも短時間でも質の良い睡眠をとるよう心がけることが重要です。

（精神保健福祉士　北條雅己）

カレーの起源とは…？

お昼のランチ等手軽に食べられるファストフードとしてすっかり日本人にお馴染みのカレー…。最近では本格的なインド料理のお店も増え、インド料理のカレーを食べたことのある方も多いのではないでしょうか。インド料理のカレーは、日本のカレーとはちょっと違いますが、なぜあのように違うのでしょうか。ここでは、インドで生まれたカレーが日本に入ってくるまで、そして日本で「国民食」と言われるまでになった理由をご説明しようと思います。

カレーは、皆さんもご存じの通り元々インドのものですが、インドから日本へ直接伝わったわけではなく、インドを植民地としていたイギリスからイギリス料理として日本へ伝わりました。明治時代以降、日本海軍がイギリス海軍の食様式を真似したため、よくカレーを食べたそうで、海軍の経験のある人から日本中に広まっていったようです。（その名残が横須賀（神奈川県）、呉（広島県）、舞鶴（京都府）等の海軍カレーとして、現在でも庶民に愛され、ご当地の名物フードとなっています。）

そもそも「カレー」という言葉が初めて使われ始めたのは、16～17世紀ごろ、大航海時代が開けて、スペインやオランダ、イギリスがスパイスを求めてインドやアジアにやってきた頃の報告書の中に「kari」という言葉があります。インドやアジアを訪れ、現地の香辛料をふんだんに使った料理を食べた西洋人の船乗りたちは、ヨーロッパにその料理を報告しました。「curry（カレー）」の語源はインド南部の方言であるタミル語の「kari」がなまったものという説が有力なようですが、元々この言葉は「おかず」や「スープをかけたご飯」を表す言葉でした。ヨーロッパに伝わる際に、スパイスを使ったインドやアジアの料理が「kari」と認識されてしまったようです。その「kari」がなまって「curry（カレー）」となり、イギリスに定着したのがこの言葉のはじまりと考えられています。

その後、インドに貿易の拠点である「東インド会社」を作ったイギリスは、インドでの植民地政策を進めました。 1772年東インド会社の社員であり、後にインド初代総統となったウォーレン・ヘイスティングがインドからの帰途、インド料理で使われる粉末の混合スパイスと米を持ち帰り、「これを故郷の友達にも食べさせてあげよう。」との思いから、粉末のスパイスをあれこれ取り揃えて、カレーの素となるスパイスを広めようと普及に努めました。しかし、長年スパイスに親しんだインド人とは違い、イギリス人にとってスパイスを調合して料理を作るという作業は、大変難しいことでした。そこで、現在でも有名

なイギリスのカレーパウダーメーカーＣ＆Ｂ社が、誰でも使えるように一定量のスパイスを混合したインスタントのカレーパウダーを発明し、イギリスで大ヒットしました。これが世界初のカレー粉「Ｃ＆Ｂカレーパウダー」です。

日本にカレーが入ってきたのは、幕末から明治にかけての時代、1858年日米友好通商条約が結ばれ、日本に西洋の商人たちが入ってくると、イギリス式のカレーが日本に伝えられました。 日本で初めてカレーライスの作り方を紹介した本は、「西洋料理通」「西洋料理指南」の２冊で牛肉や鶏肉、海老、鯛、牡蛎、蛙などを使ったカレーを紹介しています。明治中期に入ると、洋食としてカレーのほかにオムレツやカツレツなどもレストランで食べられるようになりましたが、当時はいずれも大変に高価な料理で贅沢品でした。やがて、中村屋・資生堂パーラー・自由軒・精養軒等、洋食屋や喫茶店などでカレーは人気となり庶民の中にも浸透していきます。その後、日清・日露戦争に突入した日本でもカレーの人気は衰えることがありませんでした。 海軍では、カレーは肉と野菜が取れるバランスの良い栄養食として採用し、この頃に炒めた小麦粉を使ったカレールーを使ういわゆる「日本風カレー」が完成したといわれています。日露戦争後、復員した兵士たちが全国にカレーを伝え、その味は日本全国の家庭へと広まっていきました。また、現在でも海上自衛隊では毎週金曜日をカレーの日と定めています。海上生活をしていると曜日の感覚が分からなくなってしまうため、隊員たちは食事にカレーが出ると金曜日だと分かるためにそのようにしているそうです。

現在、カレーはラーメンと並び「二大国民食」と呼ばれるほど親しまれています。

これは、日本のエスビーやハウス等といった食品メーカーが、カレー粉やカレールウを作り出したのが大きく影響しています。家庭でも簡単に作れて栄養のあるカレーはレストランや家庭、学校給食、社員食堂等で大人気を博し、庶民に愛されてきました。1982年の学校給食の人気献立の第１位にカレーが選ばれ、その後今日に至るまで、カレーは子どもの大好きな献立として欠かせないものとなっています。

いまや、カレーの消費量は日本人１人あたり年間約66食といわれています。これは５～６日に１回はカレーを食べている計算になります。

これからも日本で生まれた「カレー」の豊かな香りとスパイシーな味は、今後も日本人の心と食欲を刺激し、愛されていくことでしょう。 （事務局）

●休憩室2

日本における干支とは？

干支が日本に入ってきたのは、553年、欽明天皇が、現在の朝鮮半島の一部にあった国、百済（くだら）から、暦の専門家を呼んで、学者に教えさせたのが始まりとも言われます。

「干支（えと・かんし）」は、年や月、日、方角を表すために、紀元前の古代中国で使われていました。十干（じっかん）と十二支（じゅうにし）を合わせた、60を周期とする数詞です。一般的に私たちが使う「干支」は、「十二支」のことなんですね。

十干と十二支を合わせて、十干十二支（じっかんじゅうにし）とも言います。

十干とは？

「干」とは木の幹という意味で、「十」は、五行思想という自然哲学の考えをもとに、兄（え）と弟（と）に分けたものです。「えと」という読み方も、ここからきています。

十二支とは？

「支」とは、幹の枝という意味で、「十二」は年賀状でおなじみの動物たちです。

十干	五行	音読み	訓読み
甲	木（兄）	こう	きのえ
乙	木（弟）	おつ	きのと
丙	火（兄）	へい	ひのえ
丁	火（弟）	てい	ひのと
戊	土（兄）	ぼ	つちのえ
己	土（弟）	き	つちのと
庚	金（兄）	こう	かのえ
辛	金（弟）	しん	かのと
壬	水（兄）	じん	みずのえ
癸	水（弟）	き	みずのと

十二支	音読み	訓読み
子	し	ね
丑	ちゅう	うし
寅	いん	とら
卯	ぼう	う
辰	しん	たつ
未	し	み
午	ご	うま
未	び	ひつじ
申	しん	さる
酉	ゆう	とり
戌	じゅつ	いぬ
亥	がい	い

日本では亥は「いのしし」ですが、中国は「豚」と、国によって少々異なります。アジアで使われている干支を調べてみると、卯が「猫」のところも多いそうです。中でもベトナムはオリジナル性が高く、丑は「水牛」、卯は「猫」、未は「山羊」、亥は「豚」だとか！

1年目は、甲子（きのえね）から始まり、乙丑（きのとうし）、丙寅（ひのえとら）と続いて、最後は60年目の癸亥（みずのとい）で終わります。

来年2015（平成27）年は乙未（きのとひつじ）の年。未（ひつじ）には、「作物が実る、安泰」の意味があります。皆様にとって実りある年になると良いですね。

（事務局）

平成25年度　事業報告

〈Ⅰ〉総会・理事会

【1】第1回 理事会

日時：平成25年5月27日（月）13：00～14：20

場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階　瑠璃西の間

(1)　理事会成立報告　江口専務理事
出席者　理事34名中25名（代理出席5名は含まず)、監事3名中3名、相談役1名中1名、参与15名中12名、合計41名の出席は、定款第35条の定足数を満たしており、理事会の成立を報告した。

(2)　会長挨拶　　角口会長

(3)　議長は定款第36条の規定により、角口会長が就任した。議事録署名人指名（定款第37条に基づく）
角口会長（代表理事)、清水監事、金子監事、加藤監事

(4)　決議事項

①　第1回定期総会議案書について
第1号議案　平成24年度事業報告承認の件
第2号議案　平成24年度決算報告承認の件
第3号議案　役員選任の件
第4号議案　平成25年度事業計画（案）に関する件
第5号議案　平成25年度予算（案）に関する件
第6号議案　会費改定（案）について
・総会での報告事項　一般社団法人移行経過報告について

②　新委員会の設置について
・会費検討委員会、組織活性化推進委員会の設置

③　役員の在職規定について

④　関東地方整備局との災害協定締結について

⑤　解体用建設機械の安全対策の充実事項の周知について

(5)　報告事項

①　代表理事・業務執行理事からの状況報告（定款第14条第7項に基づく）

②　平成24年度入退会者について

③　新ロゴマーク公募　最優秀賞・優秀賞受賞について

④　全建リース総合賠償制度加入状況及び（有）ゼンケン決算について

⑤　その他

【2】第1回定期総会

日時：平成25年5月27日（月）14：30～16：20

場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷　3階　瑠璃中の間

(1)　総会成立報告　江口専務理事（業務執行理事）
正会員数975、出席者700(内委任状提出512)は、定款第27条の定足数を満たしており、総会が成立することを報告した。

(2)　開会の辞　北野副会長

(3)　会長挨拶　角口会長（代表理事）

(4)　議長選任
議長には定款第26条の規定により、藤本副会長が選任され、就任した。

①　議長挨拶

②　議事録署名人の指名
鬼丸卓哉氏、中川秀敏氏が指名された。

③　書記の指名
議長から事務局が指名された。

(5)　決議事項
第1回定期総会議案書について
第1号議案　平成24年度事業報告承認の件
第2号議案　平成24年度決算報告承認の件
第3号議案　役員選任の件
第4号議案　平成25年度事業計画（案）に関する件
第5号議案　平成25年度予算（案）に関する件
第6号議案　会費改定（案）に関する件

(6)　報告事項
・一般社団法人移行経過報告について

(7)　その他

※新法人ロゴマーク公募（最優秀賞・優秀賞授与）
・最優秀賞（採用）1作品
株式会社ビー・トライ 寄木恵子氏
・優秀賞2作品

株式会社ビー・トライ 寄木恵子氏
富野機工株式会社　安部政幸氏
※感謝状授与
授章者　末田芳晴氏（元副会長・前兵庫支部長・前参与）、須藤則行氏（前理事）
⑻　閉会の辞　藤本副会長

【3】常任理事会
日時：平成25年７月19日（金）15：00～17：00
場所：ホテルグランドヒル市ヶ谷 2F 芙蓉の間
⑴　会長挨拶　角口会長
⑵　議事録署名人指名
鬼丸卓哉 常任理事、気田福俊 常任理事
⑶　決議事項
①　解体用建機等の安全対策の充実事項の周知等について
②　協会員建機ステッカーについて
③　年間スケジュールについて
④　不正軽油禁止啓発ポスター・チラシ・シール作成について
⑷　報告事項
①　委員会報告について
・流通委員会（タスクフォース含む）報告
・教育研修委員会報告
・企画広報委員会報告
・会費検討委員会報告
・組織活性化推進委員会準備会報告
②　国土交通省との意見交換会の報告について
③　平成25年建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰について（受章者：宇都宮 昭憲 常任理事、中野　登 常任理事）
④その他

【4】常任理事会
日時：平成25年９月10日（火）12：00～15：00
場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター（東京・市ヶ谷）
⑴　会長挨拶　角口会長
⑵　議事録署名人指名
北野一雄 副会長、鬼丸卓哉 常任理事
⑶　決議事項
①　本部事務局職員採用について
②　国際建設機器見本市（CONEXPO-CON/AGG 2014）について
③年間スケジュールについて
⑷　報告事項
①　委員会報告について
・流通委員会（タスクフォース含む）報告
・教育研修委員会報告
・企画広報委員会報告
・会費検討委員会報告
・組織活性化推進委員会報告
②　国土交通省関東地整との意見交換会の報告について
③その他
・協会員建機ステッカーについて
・中部支部と中部地整９事務所との災害協定について

【5】常任理事会
日時：平成25年10月22日（火）13：00～14：50
場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール9A
⑴　会長挨拶　角口会長
⑵　議事録署名人指名
瀧　哲也 常任理事、宇都宮昭憲 常任理事
⑶　本日の理事会議案について
①　会費改定について
②　協会組織の今後のビジョンについて
③　支部（従たる事務所）登記について
④　その他
解体用建機等の安全対策の充実事項の周知について
・意見交換

【6】第２回　理事会
日時：平成25年10月22日（火）15：00～17：00
場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター　ホール9A
⑴　理事会成立報告　江口専務理事
出席者　理事45名中35名、監事３名中３名、相談役１名中１名、参与４名中２名、合計41名の出席は、定款第35条の定足数を満たしており、理事会の成立を報告した。
⑵　会長挨拶　角口賀敏会長
⑶　議長は定款第36条の規定により、角口会長が就任した。
議事録署名人指名（定款第37条に基づく）

角口会長（代表理事）、清水監事、金子監事、加藤監事
⑷ 決議事項
① 可搬形発電機整備技術者講習会制度等に関する諸規程の改正について
② 本部職員の雇用について（定款第58条第３項に基づく）
③ 会員証の発行について
④ 会員建機ステッカーについて
⑤ 解体用建機等の安全対策の充実事項の周知について
⑥ 支部事務所移転登記（栃木・群馬）について
⑸ 報告事項
① 代表理事・業務執行理事からの活動状況報告について
② 本部運営費の増額について
③ 各種委員会からの報告について
・流通委員会（タクスフォース含む）報告
JCRAスーパーオークションについて
・教育研修委員会報告
・企画広報委員会報告
・会費検討委員会報告
・組織活性化推進委員会報告
④ 国際建設機器見本市（CONEXPO-CON/AGG 2014）について
⑤ 全建リース総合賠償制度加入状況について
⑥ 平成25・26年度年間スケジュールについて
⑦ 国土交通大臣表彰 受章者について
⑧ 公益法人の自己規律について
⑨ その他

【7】臨時理事会

日時：平成26年１月16日（木）13：00～14：50
場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター　ホール9A
⑴ 理事会成立報告　江口専務理事
出席者　理事45名中36名、監事３名中２名、相談役１名中１名、参与４名中３名の出席は、定款第35条の定足数を満たしており、理事会の成立を報告した。
⑵ 会長挨拶　角口会長（代表理事）
議事録署名人指名（定款第37条に基づく）
角口代表理事、清水監事、金子監事、加藤監事
⑶ 議決事項
① 会費改定（案）について
② 平成26年度暫定予算執行について
③ 支部（従たる事務所）登記について
④ 電子公告ドメイン変更登記について
⑤ 本部賛助会員入会承認について
⑥ 解体用建機等の安全対策の充実事項の周知について
⑦ 会員建機ステッカーについて
⑷ 報告事項
① 消費税増税に伴う『転嫁カルテル』の届出について
② 代表理事・業務執行理事からの活動状況報告について（定款第14条による）
③ 各種委員会からの報告について
・流通委員会（タスクフォース含む）報告
JCRAスーパーオークションについて
流通アンケートについて
・教育研修委員会報告
可発試験・講習会、技能士養成等について
・企画広報委員会報告
ホームページ、医療保険、団体信用保険、見積アプリ等について
・会費検討委員会報告
会費改定について
・組織活性化推進委員会報告
協会の今後のビジョン等について
④ 会員証の発行について
⑤ 国際建設機器見本市（CONEXPO-CON 2014）視察研修につい　て
⑥ 無人化施工技術講習会（関東地整）、情報化施工見学会（北陸地整）の開催について
⑦ 支部事務局会計ソフト年度末問い合わせ窓口について
⑧ 平成26年度年間スケジュールについて
⑨ その他

【8】常任理事会

日時：平成26年３月18日（火）15：00～17：00
場所：TKP市ヶ谷カンファレンスセンター（東京・市ヶ谷）
⑴ 会長挨拶　角口会長（代表理事）
議事録署名人指名（定款第44条による）
仲田優晴 常任理事、佐久本嘉幸 常任理事
⑵ 決議事項

① 平成25年度 事業報告（案）について
② 平成25年度 正味財産増減計算書（案）見込額について
③ 平成26年度 事業計画（案）について
④ 平成26年度 正味財産増減予算書（案）について
⑤ 会費改定（案）について
⑥ 平成26～27年度新体制・役員構成について
⑦ 協会組織の今後の方向性について
⑧ 支部下部組織（孫支部、協議会、地区部会等）の呼称について
⑶ 報告事項
① 支部（従たる事務所）廃止登記、新ドメイン変更登記について
② 協会員建機ステッカーアンケート経過報告について
③ 協会からの情報発信アンケート経過報告について
④ 委員会報告について
・流通委員会報告 藤本委員長
JCRAスーパーオークションについて
流通アンケート経過報告について
・教育研修委員会報告 北野委員長
・企画広報委員会報告 小沼委員長
・会費検討委員会報告　仲田委員長
・組織活性化推進委員会報告　寅委員長
⑤ その他

〈Ⅱ〉平成25年度委員会開催等

※開催日程報告（総会・理事会・常任理事会以外）

開催日	曜	会議名	会場
4/2	火	企画広報委員会	山東ビル
4/2	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
4/23	火	会長・副会長会議	ホテルグランドヒル市ヶ谷
4/23	火	鶴保庸介国土交通副大臣と語る会	ホテルグランドヒル市ヶ谷
5/14	火	企画広報委員会	山東ビル
5/14	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
5/20	月	会長・副会長会議	WEB会議
5/27	月	会長・副会長会議	ホテルグランドヒル市ヶ谷
6/4	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
6/11	火	企画広報委員会	山東ビル
6/25	火	会費検討委員会	TKP竹橋
6/25	火	組織活性化推進委員会立ち上げ準備会	TKP竹橋
6/25	火	国土交通省との意見交換会	TKP竹橋
7/9	火	企画広報委員会	山東ビル
7/9	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
7/19	金	会長・副会長会議	ホテルグランドヒル市ヶ谷
7/19	金	会費検討委員会	ホテルグランドヒル市ヶ谷
7/24	水	可発部会（教育研修委員会内）	ホテルグランドヒル市ヶ谷
8/6	火	企画広報委員会	山東ビル
8/22	木	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	オークネット本社
8/30	金	会長・副会長会議	WEB会議
9/3	火	企画広報委員会	山東ビル
9/10	火	組織活性化推進委員会	TKP市ヶ谷
9/10	火	会費検討委員会	TKP市ヶ谷
9/17	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
10/3	木	会長・副会長会議	WEB会議
10/8	火	企画広報委員会	山東ビル
10/8	火	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
10/11	金	可発部会（教育研修委員会内）	山の上ホテル
10/11	金	可発講師会（教育研修委員会内）	山の上ホテル
10/22	火	組織活性化推進委員会	TKP市ヶ谷
10/22	火	会費検討委員会（第1部）	TKP市ヶ谷
10/22	火	会費検討委員会（第2部）	ホテルグランドヒル市ヶ谷
11/6	水	会長・副会長会議	WEB会議
11/7	木	企画広報委員会	山東ビル
11/7	木	中古建機オークションタスクフォース会議（流通委員会内）	山東ビル
12/10	火	会長・副会長会議	TKP市ヶ谷

12/10	火	支部長会議	TKP市ヶ谷
1/16	木	会長・副会長会議	TKP市ヶ谷
1/16	木	賀詞交歓会	TKP市ヶ谷
1/21	火	組織活性化推進委員会	TKP市ヶ谷
2/14	金	可発講師会 （教育研修委員会内）	山の上ホテル
2/27	木	組織活性化推進委員会	TKP市ヶ谷
3/4	火	企画広報委員会	山東ビル
3/18	火	会長・副会長会議	TKP市ヶ谷
3/18	火	会費検討委員会	TKP市ヶ谷

1．事業活動

一般事業

○新法人としての新たな組織運営基盤の確立・強化、諸規定の改定

○関係省庁（国土交通省･経済産業省）への要望･陳情、協力・連携

○友好団体との協調・連携等

○会員福利厚生事業等の推進

○全建リース総合賠償制度の普及促進

○環境問題への対策

○災害等広域活動に関する協定の締結、災害支援活動等

○「信頼されるレンタル業界を目指して」の活動

○各支部において、それぞれの地域の特色を活かした活動

○会員証（プレート）の発行・頒布

○概要パンフレットの製作

○建設機械レンタル等基本約款ポスター新協会名修正シールの製作・頒布

○JCRAスーパーオークション（トライアル）の開催

○各種委員会活動の活性化

（新規事業企画・広報、各種教育事業、流通問題への取り組み強化、会費改定の検討、新法人の今後の方向性の検討等）

○その他

・海外視察・国際交流

ミュンヘンBAUMA2013視察研修（ドイツ）

平成25年４月16日（火）～22日（月）

ラスベガス・コネクスポ2014視察研修（アメリカ）平成26年３月３日（月）～７日（金）

2．各種委員会活動に関する事項

＊新規事業計画・広報関係

○企画広報委員会

新規事業企画・運営に関する検討、広報を主な活動とし、会報誌（かいほうNo.1）の編集・発行、当協会ホームページの管理・運用、会員および国民への情報公開・情報伝達のための活動を行った

＊教育事業関係

○教育研修委員会

(1) 建設機械及びレンタルに関わるさまざまな教育事業の企画・運営を行った

・可搬形発電機整備技術者養成講習会・試験の企画・運営

※可搬形発電機整備技術者専門部会（委員会内部会）

・可搬形発電機整備技術に関する講習会、可搬形発電機整備技術者試験及び資格更新講習会等に関する方針、事業策定、予算の決定

☆可搬形発電機整備技術者講習会・試験及び資格更新講習会の開催について（実施日程）

講習・試験地	講習日、試験日	更　新 講習日	会　場
札　幌	6/18（火）～ 6/19（水）	6/20（木）	北海道建設会館
仙　台	7/9（火）～ 7/10（水）	7/11（木）	宮城県トラック協会トラック研修センター
東　京	6/25（火）～ 6/26（水）	6/27（木） 7/17（水）	日本教育会館
名古屋	6/11（火）～ 6/12（水）	6/10（月）	名古屋国際会議場
大　阪	7/3（水）～ 7/4（木）	7/5（金）	大 阪YMCA国際文化センター
岡　山	7/2（火）～ 7/3（水）	7/1（月）	山陽ハイツ
福　岡	6/12（水）～ 6/13（木）	6/14（金）	福岡ガーデンパレス
沖　縄	6/4（火）～ 6/5（水）	6/6（木）	沖縄建設労働者研修福祉センター

（注）四国、石川の更新講習会場は下記の通り

四国：サン・イレブン高松　　7/18（木）

石川：金沢勤労者プラザ　　7/18（木）

平成25年度
可搬形発電機整備技術者に対する資格更新講習会実施結果
可搬形発電機整備技術者資格試験
受験者数　462名、合格者　410名

可搬形発電機整備技術者に対する資格更新講習会
受験者数　1,095名
・可搬形発電機定期点検済証票（可発ステッカー）等の普及促進

⑵　職業能力開発促進法に基づく技能検定「建設機械整備」の講習会の実施
・建設機械整備技能士（２級）事前講習会の企画・運営、支部助成

※平成25年度事前講習会（学科）　実施日程（本部主催）
仙台８/９（金）～８/10（土）、東京８/26（月）～８/27（火）、大阪８/30（金）～８/31（土）、福岡８/28（水）～８/29（木）

※助成対象講習会（学科）　実施日程（支部主催）
青森８/10、宮城７/27～28、静岡７/19、北陸８/23～24、中国７/６・７・14

⑶　建設機械器具レンタル業管理者講習会の実施
①　組織の責任者としてマネージメントに必要な管理能力のレベルアップを図り実務に直結出来ることを目的とした講習会

②　講習科目

・レンタル業の概要
　建設機械器具レンタル業の概要・レンタル業の基本
・マネージメントⅠ
　方針・目標策定、動機付け・実行計画の策定、実績評価他
・営業管理Ⅰ
　営業管理、業績管理
・利益管理
　収益・コストと原価の関係、原価とコストの関係他
・営業管理Ⅱ
　売掛金管理、与信管理、財務分析
・安全管理
　建機レンタル業における安全管理の重要性
・品質管理
　品質保証と品質改善、品質保証活動他
・マネージメントⅡ　情報管理
　情報の役割、価値、管理者に必要な情報他
・マネージメントⅢ　顧客管理
　感動するサービス、不満の残るサービス他

③　建設機械器具レンタル業管理者教育講習会　実施日程

実施支部	開催日	講義内容	備考
北海道	H26 3/7	レンタル業の概要　他	
青　森	H25 9/14	建機レンタル会社の現状と動向、将来性について課題、解決策	
栃　木	H25 6/13	レンタル業界を取り巻く状況について	
群　馬	H26 2/5	オークションについて	
東　京	H25 9/25	コンプライアンス問題と売上アップ	埼玉地区
	H25 10/24	マネージャーのあり方他	
	H25 11/6	車両盗難について他	東京地区
	H25 11/14	解体用機械に対する、労働安全規則改正について	千葉地区
神奈川	H25 5/21	災害対処の成否は初動で決す	
長　野	H25 5/23	オークション概要について	
静　岡	H25 10/8	営業力向上策	
中　部	H25 5/15	今更聞けない管理者の常識	
滋　賀	H25 12/3	これからの日本建機機械レンタル協会	
兵　庫	H25 9/25	オークションについて	
九　州	H25 11/13	レンタル業について他	

東　京	H25 9/18～19	安全衛生責任者教育	東京都中小企業振興公社

＊流通問題関係
○流通委員会（中古建機オークションタスクフォース会議を含む）建設機械レンタル業に関わる流通問題の検討、流通調査・研究　等
・建設機械等レンタル基本約款の普及促進
・基本管理料制度の普及・導入促進
・建設機械の盗難対策

・建設機械レンタルの流通に関するアンケート調査の実施
・JCRAスーパーオークション（トライアル）の企画・開催

＊会費改定検討関係
○会費検討委員会
・協会員会費改定案の検討

＊組織活性化施策検討関係
○組織活性化推進委員会
・新法人としての協会の今後の方向性・ビジョンの検討
・協会としての情報発信システムの確立
・業界データの収集・情報公開

３．その他の事業

【１】災害協定等締結

【２】意見交換

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課との意見交換会（6/25）

【３】イベント開催

無人化施工技術講習会（関東地整）（12/18～19）、情報化施工見学会（北陸地整）（12/16）

【４】友好団体交流

・建設産業経営革新研究会
・建設関係公益法人協議会
・建設産業情報化推進団体連絡会
・建設機械施工団体懇談会

【５】陳情

平成26年度国土交通省関係税制にあたり、税制調査会並びに税制関係議員に要望書の提出を行った。（建設機械施工団体共同陳情）

※各支部事業報告
（管理者教育講習会・技能検定事前講習会・安全衛生教育を除く）

⑴　北海道支部
○総会　平成25年５月17日（金）
○理事会・役員会・委員会　年８回

⑵　青森支部
○総会　平成25年５月15日（水）
○理事会・役員会・委員会　年28回
○勉強会等　年２回
○災害訓練　年３回
○災害協定
青森県と家畜伝染病の防疫作業の支援協定締結
平成25年10月１日（火）
三沢市と災害協定締結　平成26年２月20日（木）

⑶　秋田支部
○総会　平成25年５月17日（金）
○理事会・役員会・委員会　年５回
○勉強会等　年４回

⑷　岩手支部
○総会　平成25年５月14日（火）
○理事会・役員会・委員会　年３回

⑸　宮城支部
○総会　平成25年５月16日（木）
○理事会・役員会・委員会　年34回

⑹　山形支部
○総会　平成25年５月15日（水）
○理事会・役員会・委員会　年７回

⑺　福島支部
○支部としての活動無し

⑻　新潟支部
○総会　平成25年５月８日（水）
○理事会・役員会・委員会　年７回
○勉強会等　年２回

⑼　群馬支部
○総会　平成25年６月12日（水）
○理事会・役員会・委員会　年3回
○勉強会等　年２回

⑽　栃木支部
○総会　平成25年６月13日（木）
○理事会・役員会・委員会　年５回
○勉強会等　年１回

○災害協定
栃木県と災害協定締結　平成26年３月13日（木）

⑾　東京支部
○総会　平成25年５月21日（火）
○理事会・役員会・委員会　年24回
○勉強会等　年11回

⑿　神奈川支部
○総会　平成25年５月21日（火）
○理事会・役員会・委員会　年15回
○災害支援マップを発行

⒀　長野支部
○総会　平成25年５月23日（木）
○理事会・役員会・委員会　年４回
○災害訓練　年１回
○災害協定
松本市と災害時における資機材リースの協力に関する協定締結　平成25年12月16日（月）

⒁　静岡支部
○総会　平成25年５月14日（火）
○理事会・役員会・委員会　年9回
○勉強会等　年１回
○災害協定
静岡市危機管理部危機対策課
平成25年11月14日（木）
駿東郡小山町住民福祉部　平成26年２月７日（金）
伊豆市建設部建設課　平成26年２月14日（金）

⒂　中部支部
○総会　平成25年５月15日（水）
○理事会・役員会・委員会　年14回
○勉強会等　年１回
○災害協定
国土交通省名古屋国道事務所他９事業所
平成25年８月29日（木）
国土交通省多治見砂防国道事務所他８事業所
平成26年３月11日（火）

⒃　北陸支部
○総会　平成25年６月13日（木）
○理事会・役員会・委員会　年５回
○勉強会等　年２回

⒄　滋賀支部
○総会　平成25年５月14日（火）
○理事会・役員会・委員会　年３回

⒅　京都支部
○総会　平成25年９月27日（金）
○理事会・役員会・委員会　年１回

⒆　大阪支部
○総会　設立年度につき無し
○理事会・役員会・委員会　年17回
○勉強会等　年５回

⒇　和歌山支部
○総会　平成25年４月26日（金）
○理事会・役員会・委員会　年７回
○勉強会等　年２回

(21)　兵庫支部
○総会　平成25年５月14日（火）
○理事会・役員会・委員会　年８回
○勉強会等　年４回

(22)　中国支部
○総会　平成25年５月17日（金）
○理事会・役員会・委員会　年21回
○勉強会等　年９回
○災害訓練　年１回
○災害協定
岡山県と災害時支援協定締結
平成25年５月23日（木）
鳥取県と家畜伝染病発生時における支援協定締結　平成25年11月25日（月）

(23)　四国支部
○総会　平成25年５月10日（金）
○理事会・役員会・委員会　年３回
○勉強会等　年１回
○災害協定
徳島県石井町と災害協定締結
平成26年３月26日（水）

⑵4　九州支部

○総会　平成25年５月23日（木）

○理事会・役員会・委員会　年12回

○勉強会等　年４回

○災害協定

国土交通省九州整備局との災害協定書（素案）受取　平成26年３月３日（月）

⑵5　沖縄支部

○総会　平成25年５月24日（金）

○理事会・役員会・委員会　年13回

○災害協定

沖縄県と家畜伝染病発生時における支援協定締結　平成26年３月15日（土）

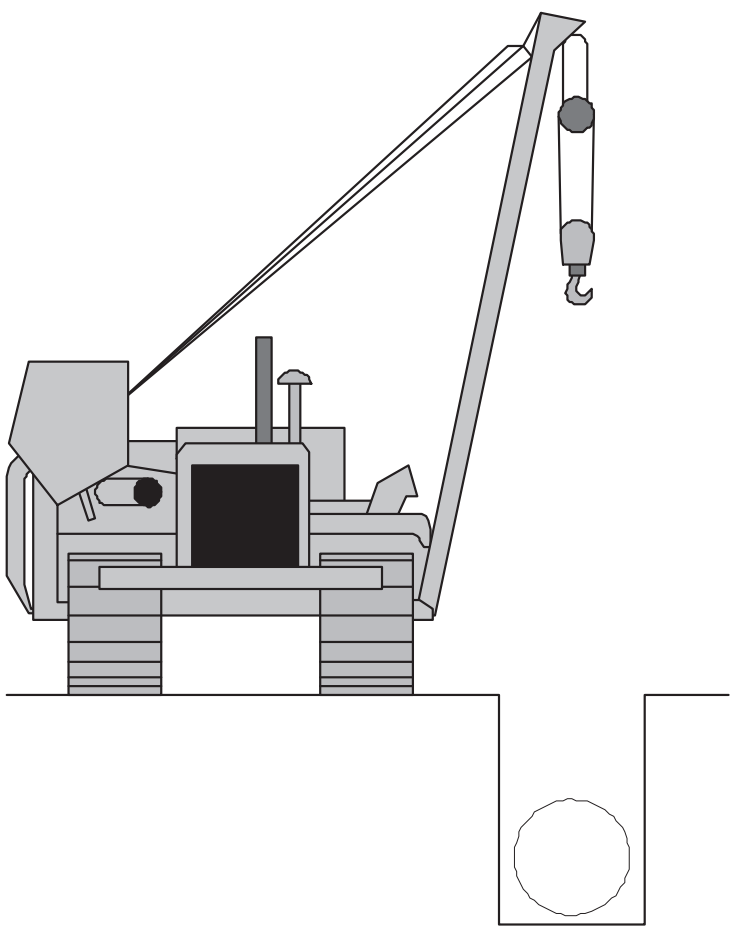

正味財産増減計算書（合計表）

自　2013年４月１日　至　2014年３月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	当年度	前年度（参考）	増　減
〔正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取会費】	169,811,080	150,878,641	18,932,439
正会員受取会費	95,824,165	95,548,308	275,857
特別会員受取会費	12,883,000	0	12,883,000
賛助会員受取会費	47,786,000	42,580,333	5,205,667
その他受取会費	13,317,915	12,750,000	567,915
【事業収益】	65,942,199	65,177,483	764,716
事業収益	65,942,199	65,177,483	764,716
【雑収益】	2,420,664	1,534,018	886,646
受取利息	24,813	34,543	－9,730
雑収益	2,395,851	1,499,475	896,376
経常収益計	238,173,943	217,590,142	20,583,801
〔経常費用〕	9,306,928	15,543,720	－6,236,792
【事業費】	225,740,199	218,987,098	6,753,101
役員報酬費	7,425,000	9,306,928	－1,881,928
職員給料費	52,324,101	45,352,869	6,971,232
広告宣伝費	2,259,729	5,438,990	－3,179,261
電話費	2,326,970	2,482,166	－155,196
法定福利費	6,096,489	5,529,020	567,469
福利厚生費	175,280	410,726	－235,446
交際費	492,072	582,174	－90,102
旅費交通費	17,419,220	11,476,430	5,942,790
通信運搬費	5,197,366	4,493,970	703,396
印刷製本費	10,590,728	10,514,946	75,782
光熱水料費	1,636,998	1,592,145	44,853
賃借料	20,667,517	21,188,620	－521,103
業務委託費	1,774,402	0	1,774,402
保険料	747,110	752,020	－4,910
諸謝金	290,000	150,000	140,000
租税公課	858,510	1,275,050	－416,540
会報作成費	5,914,650	4,912,850	1,001,800
名簿作成費	681,175	2,471,020	－1,789,845
事務用品費	2,315,828	1,883,898	431,930
支払手数料	772,616	904,459	－131,843
ステッカー作成費	2,115,750	1,700,475	415,275
定期点検記録表作成費	222,600	294,000	－71,400
通勤費	2,744,190	2,734,090	10,100
雑費	8,825,958	2,596,842	6,229,116
委員会費	40,858,142	38,656,513	2,201,629
調査研究費	6,825,449	11,111,666	－4,286,217
事務処理費	2,869,095	2,944,868	－75,773
会場費	2,866,116	3,161,832	－295,716
教育事業費	12,988,735	16,313,813	－3,325,078

勘　定　科　目	当年度	前年度（参考）	増　減
教育事業補助費	0	4,206,883	−4,206,883
テキスト作成費	2,367,382	1,392,195	975,187
諸会費	2,753,600	2,759,983	−6,383
図書費	337,421	395,657	−58,236
【管理費】	10,983,446	13,889,341	−2,905,895
役員報酬費	825,000	1,034,102	−209,102
職員給料費	1,839,244	1,012,046	827,198
退職掛金費	60,000	60,000	0
法定福利費	372,649	312,528	60,121
福利厚生費	6,824	9,870	−3,046
役員通勤費	108,880	130,750	−21,870
接待交際費	157,504	162,250	−4,746
慶弔費支出	65,750	0	65,750
委員会費	2,760,315	1,762,839	997,476
理事会費	453,380	247,700	205,680
総会費	410,000	407,287	2,713
諸会費	320,500	320,500	0
旅費交通費	209,030	6,169,274	−5,960,244
印刷製本費	224,401	185,833	38,568
光熱水料費	56,154	62,640	−6,486
賃借料	689,598	687,960	1,638
諸謝金	2,076,976	1,114,074	962,902
租税公課	94,770	160,190	−65,420
保険料	199,607	0	199,607
支払手数料	12,705	17,365	−4,660
電話費	40,159	32,133	8,026
経常費用計	236,723,645	232,876,439	3,847,206
当期経常増減額	1,450,298	−15,286,297	16,736,595
税引前当期正味財産増減額	1,450,298	−15,286,297	16,736,595
〔法人税等〕			
法人税、住民税及び事業税	1,480,000	1,953,000	−473,000
法人税等計	1,480,000	1,953,000	−473,000
当期正味財産増減額	−29,702	−17,239,297	17,209,595
正味財産期首残高	84,128,956	101,368,253	−17,239,297
正味財産期末残高	84,099,254	84,128,956	−29,702

※下記の科目については、新新公益法人会計基準により各事業に配賦。

役員報酬費・職員給料費・印刷製本費・電話費・福利厚生費・法定福利費
光熱水料費・賃借料・租税公課

※内部取引消去後の金額を記載

平成26年度　事業計画（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

昨年は、アベノミクスによる公共事業の拡大や2020年東京オリンピック招致決定など、当業界にとって明るいニュースがありましたが、一方で台風等の自然災害に悩まされた年でもありました。特に10月には台風が３回も日本に接近し、そのうちの台風26号は、伊豆大島に記録的な豪雨を降らせ、35名の尊い命が奪われました。こうした水害や巨大地震等から国土を守るため、昨年12月４日に「国土強靱化３法案（基本法、南海トラフ、首都直下）」が成立し、当業界を含めた建設関連産業の役割は、ますます重要になってきております。

当協会は、行政との連携・協力を推進して、災害発生時における国及び地方公共団体が実施する復旧・復興への活動に協力し、国民の皆様の安心・安全のよりどころの一つとなるよう誠心誠意努めて参ります。また、新法人の新規事業として健全で適正な流通を図るため、JCRAスーパーオークションの開催や今後の協会組織運営のあり方等についても改革を進めております。その一環として、流通委員会、教育研修委員会、企画広報委員会の精力的な活動に加えて、昨年度、会費検討委員会、組織活性化推進委員会の２委員会を立ち上げ、建設機械レンタル業に対する期待に対応するべく業界や協会の諸問題について会費改定案・組織改革への答申も完成しつつあります。

我が業界を盛り立てていくためには大手広域、メーカー、地場レンタル各社の業界としての結束・連携がますます重要となってまいります。建機レンタル業界が国民や社会から『信頼される業界』として認知されるべく協会運営を進めて参ります。

また、昨年、公益法人改革に基づく一般社団法人へ移行したことに伴い、今後の協会組織及び財政基盤のあり方が急務であり、今年度は、下記の事業を重点として推進いたします。

＊重点項目

○新組織運営基盤の確立・強化、一般社団法人としての諸規程の改定
○関係省庁（国土交通省・経済産業省等）への要望・陳情、連携・協力
○社会資本整備に貢献し、建設機械レンタル業界の社会的地位の向上を目指す
○建設機械等レンタル基本約款の普及・啓発
○災害等広域活動に関する協定の締結、災害支援活動
○会員情報の収集強化と情報発信
○協会認定の資格検定等教育事業の展開・充実
○行政・民間へレンタル資材、機材、機械の入札参加
○中古建設機械の流通システムの構築
○会員共益事業の強化・発展
　・保険制度の充実
　・会員職員の福利厚生の充実（基金加入促進）等

１．事業活動

一般事業

○新組織運営基盤の確立・強化、諸規程の改変
○関係省庁（国土交通省・経済産業省等）への要望・陳情、協力・連携
○友好団体との協調・連携等
○会員福利厚生事業等の推進
○全建リース総合賠償制度の普及促進
○環境問題への対策
○災害等広域活動に関する協定の締結、災害支援活動等を行う
○「信頼されるレンタル業界を目指して」の活動を引き続き行う
○各支部において、それぞれの地域の特色を活かした活動を行う
○各種委員会活動の活性化
（新規事業企画・広報、各種教育事業、流通問題への取り組み強化等）
○その他
　・国際交流
○協会運営を着実かつ円滑に遂行するため、次の会議を開催する予定である。

会　議　名	期日（予定）	開催地
第２回定期総会	平成26年５月26日（月）	東京

会長・副会長会議	必要に応じて適宜開催予定	東京
常任理事会	通常年２回開催予定	東京
理事会	通常年２回開催予定	東京
支部長会議	必要に応じて適宜開催予定	東京
各種委員会（詳細は２．各種委員会活動等に関する事項を参照）	必要に応じて適宜開催予定	東京

２．各種委員会活動等に関する事項

＊新規事業企画・広報関係

○企画広報委員会

新規事業企画・運営に関する検討、広報を主な活動とし、会報誌（かいほう№2）の編集・発行、当協会ホームページの管理・運用、会員および国民への情報公開・情報伝達のための活動等を行う

・建機ステッカー事業の検討

＊教育事業関係

○教育研修委員会

建設機械およびレンタルに関わるさまざまな教育事業の企画・運営を行う

・可搬形発電機整備技術者養成講習会・試験の企画・運営

※可搬形発電機整備技術者専門部会（委員会内部会）

＜年３回開催を予定＞

・可搬形発電機整備技術に関する講習会、可搬形発電機整備技術者試験及び資格更新講習会等に関する方針、事業策定、予算の決定を行う

☆可搬形発電機整備技術者講習会・試験 及び資格更新講習会の開催予定について

講習・試験地	講習日・試験日	更　新講習日	会　場
札　幌	6/17（火）～6/18（水）	6/19（木）	北海道建設会館
仙　台	7/8（火）～7/9（水）	7/10（木）	TKPガーデンシティ仙台
東　京	7/2（水）～7/3（木）	7/1（火）7/15（火）	TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
名古屋	6/24（火）～6/25（水）	6/23（月）	名古屋国際会議場
大　阪	6/25（水）～6/26（木）	6/27（金）	TKP大阪心斎橋カンファレンスセンター
広　島	6/10（火）～6/11（水）	6/9（月）	RCC文化センター
福　岡	6/11（水）～6/12（木）	6/13（金）	福岡ガーデンパレス
沖　縄	6/3（火）～6/4（水）	6/5（木）	沖縄建設労働者研修福祉センター

（注）四国、石川の更新講習会場は下記の通り

四国：サン・イレブン高松　　7/16（水）

石川：金沢勤労者プラザ　　7/16（水）

可搬形発電機整備技術者資格試験

受験者数（見込み）　300～400名

可搬形発電機整備技術者に対する資格更新講習会

対象者数　1,369名

・可搬形発電機定期点検済証票（可発ステッカー）等の普及促進

・建設機械整備技能士養成のための施策（建設機械レンタル業界のレベルアップを図る）

・安全衛生教育（特別教育）の促進

・建設機械器具レンタル業管理者教育講習会制度を推進し、人材育成を図る

・新規認定資格制度創設のための検討等

＊流通問題関係

○流通委員会（中古建機オークションタスクフォース会議を含む）

建設機械レンタル業に関わる流通問題の検討、流通調査・研究　等

・建設機械等レンタル基本約款の普及促進

・基本管理料制度の普及・導入促進

・建設機械の盗難対策

・建設機械レンタルの流通に関するアンケート調査の実施

・JCRAスーパーオークション（トライアル）の企画・開催

＊会費改定検討関係

○会費検討委員会
・協会員会費改定案の検討

＊組織活性化施策検討関係

○組織活性化推進委員会
・答申に基づき、新法人としての協会の今後の方向性・ビジョンの具現化
・協会としての情報発信システムの確立
・業界データの収集・情報公開

※企画広報委員会・会費検討委員会・組織活性化推進委員会は統合して、総務委員会として活動

※各支部事業報告

⑴　北海道支部
○総会　平成26年５月16日（金）
○理事会・役員会・委員会　年10回超
○管理者教育講習会
○建設機械整備技能士事前講習会

⑵　青森支部
○総会　平成26年５月12日（月）
○理事会・役員会・委員会　年30回超
○管理者教育講習会
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等　年１回
○災害訓練　年６回

⑶　秋田支部
○総会　平成26年５月16日（金）
○理事会・役員会・委員会　年５回
○勉強会等　年３回

⑷　岩手支部
○総会　平成26年５月
○理事会・役員会・委員会　年３回

⑸　宮城支部
○総会　平成26年５月15日（木）
○理事会・役員会・委員会　年30回超
○管理者教育講習会
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等

⑹　山形支部
○総会　平成26年５月14日（水）
○理事会・役員会・委員会　年５回超

⑺　福島支部
○支部としての活動無し

⑻　新潟支部
○総会　平成26年５月14日（水）
○理事会・役員会・委員会　年６回
○勉強会等

⑼　群馬支部
○総会　平成26年６月19日（月）
○理事会・役員会・委員会　年３回

⑽　栃木支部
○総会　平成26年６月17日（土）
○理事会・役員会・委員会　年４回
○勉強会等
○災害訓練　年１回

⑾　東京支部
○総会　平成26年５月20日（火）
○理事会・役員会・委員会　年20回超
○管理者教育講習会
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等
○国土交通省との意見交換会

⑿　神奈川支部
○総会　平成26年５月21日（水）
○理事会・役員会・委員会　年15回超

⒀　長野支部
○総会　平成26年５月
○理事会・役員会・委員会　年４回
○災害協定

国土交通省関東・北陸・中部地方整備局と予定

⑭　静岡支部
○総会　平成26年５月14日（水）
○理事会・役員会・委員会　年５回超
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等
○災害訓練
○災害協定　静岡県・浜松市と締結予定、災害支援マップの作成

⑮　中部支部
○総会　平成26年５月20日（火）
○理事会・役員会・委員会　年10回超
○勉強会等
○災害協定

⑯　北陸支部
○総会　平成26年６月
○理事会・役員会・委員会　年６回
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等

⑰　滋賀支部
○総会　平成26年５月23日（金）
○理事会・役員会・委員会　年４回
○管理者教育講習会
○勉強会等　年１回

⑱　京都支部
○総会　平成26年9月28日（日）
○理事会・役員会・委員会　年１回

⑲　大阪支部
○総会　平成26年５月21日（水）
○理事会・役員会・委員会　年15回超
○管理者教育講習会
○勉強会等　年１回

⑳　和歌山支部
○総会　平成26年４月22日（火）
○理事会・役員会・委員会　年５回超
○管理者教育講習会
○勉強会等

㉑　兵庫支部
○総会　平成26年５月16日（金）
○理事会・役員会・委員会　年10回超
○管理者教育講習会
○勉強会等

㉒　中国支部
○総会　平成26年５月16日（金）
○理事会・役員会・委員会　年20回超
○管理者教育講習会
○勉強会等

㉓　四国支部
○総会　平成26年５月９日（金）
○理事会・役員会・委員会　年３回
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等
○地方整備局との情報交換会

㉔　九州支部
○総会　平成26年５月22日（木）
○理事会・役員会・委員会　年10回超
○建設機械整備技能士事前講習会
○勉強会等

㉕　沖縄支部
○総会　平成26年６月６日（金）
○理事会・役員会・委員会　年10回超
○勉強会等

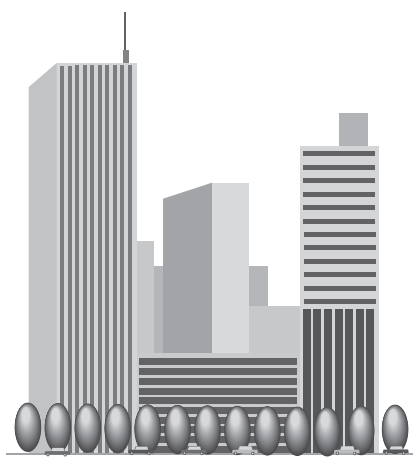

正味財産増減予算書（合計表）

自　2014年４月１日　至　2015年３月31日

（単位：円）

勘　定　科　目	当年度	前年度（参考）	増　減
〔正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取会費】	170,914,000	149,860,000	21,054,000
正会員受取会費	96,299,000	95,172,000	1,127,000
特別会員受取会費	12,500,000	0	12,500,000
賛助会員受取会費	50,528,000	43,826,000	6,702,000
その他受取会費	11,587,000	10,862,000	725,000
【事業収益】	59,261,000	51,375,404	7,885,596
事業収益	59,261,000	51,375,404	7,885,596
【雑収益】	7,272,398	6,771,500	500,898
受取利息	26,798	27,000	－202
雑収益	7,245,600	6,744,500	501,100
経常収益計	237,447,398	208,006,904	29,440,494
〔経常費用〕	8,100,000	9,300,000	－1,200,000
【事業費】	238,780,800	239,647,431	－866,631
本部会員会費	0	0	0
役員報酬費	6,462,000	8,100,000	－1,638,000
職員給料費	57,689,400	49,021,400	8,668,000
退職給付支出	156,000	156,000	0
広告宣伝費	2,871,542	2,999,500	－127,958
電話費	2,813,980	2,725,000	88,980
法定福利費	6,341,000	7,808,000	－1,467,000
福利厚生費	220,094	232,000	－11,906
交際費	1,123,900	995,000	128,900
旅費交通費	15,507,912	16,677,000	－1,169,088
通信運搬費	4,873,868	4,455,000	418,868
印刷製本費	11,673,446	10,002,238	1,671,208
テキスト作成費	2,500,000	1,800,000	700,000
光熱水料費	1,839,280	1,756,000	83,280
賃借料	21,603,358	20,636,000	967,358
業務委託費	2,000,000	0	2,000,000
保険料	757,000	753,000	4,000
諸謝金	478,000	190,000	288,000
租税公課	1,817,600	1,815,000	2,600
会報作成費	4,152,500	5,080,000	－927,500
名簿作成費	1,003,000	20,000	983,000
事務用品費	2,170,280	2,009,000	161,280
支払手数料	982,090	1,135,000	－152,910
ステッカー作成費	2,200,000	1,700,000	500,000
定期点検記録表作成費	300,000	300,000	0
通勤費	2,939,800	2,970,000	－30,200
雑費	3,297,882	11,674,831	－8,376,949
委員会費	45,111,200	46,689,300	－1,578,100
諸会費	3,003,938	3,027,000	－23,062

勘　定　科　目	当年度	前年度（参考）	増　減
図書費	479,930	448,400	31,530
調査研究費	13,192,600	12,435,000	757,600
事務処理費	4,200,000	3,900,000	300,000
会場費	3,500,000	3,500,000	0
教育事業費	11,519,200	14,637,762	−3,118,562
教育事業補助費	0	0	0
【管理費】	9,105,000	13,180,000	−4,075,000
役員報酬費	718,000	900,000	−182,000
職員給料費	2,239,000	1,500,000	739,000
退職掛金費	60,000	60,000	0
法定福利費	370,000	560,000	−190,000
福利厚生費	10,000	12,000	−2,000
役員通勤費	80,000	130,000	−50,000
接待交際費	200,000	200,000	0
慶弔費	100,000	100,000	0
委員会費	300,000	3,000,000	−2,700,000
理事会費	300,000	500,000	−200,000
総会費	300,000	500,000	−200,000
諸会費	450,000	360,000	90,000
旅費交通費	500,000	1,000,000	−500,000
印刷製本費	220,000	100,000	120,000
光熱水料費	60,000	70,000	−10,000
賃借料	708,000	688,000	20,000
保険料	200,000	200,000	0
諸謝金	2,000,000	3,000,000	−1,000,000
租税公課	200,000	200,000	0
支払手数料	20,000	30,000	−10,000
電話費	70,000	70,000	0
経常費用計	247,885,800	252,827,431	−4,941,631
当期経常増減額	−10,438,402	−44,820,527	34,382,125
税引前当期正味財産増減額	−10,438,402	−44,820,527	34,382,125
〔法人税等〕	−44,820,527	−61,921,000	17,100,473
法人税、住民税及び事業税	2,250,000	2,250,000	0
法人税等計	2,250,000	2,250,000	0
当期正味財産増減額	−12,688,402	−47,070,527	34,382,125
正味財産期首残高	84,099,254	84,128,956	−29,702
正味財産期末残高	71,410,852	37,058,429	34,352,423

※下記の科目については、新新公益法人会計基準により各事業に配賦。
役員報酬費・職員給料費・印刷製本費・電話費・福利厚生費・法定福利費
光熱水料費・賃借料・租税公課
※内部取引消去後の金額を記載課

Letters From The Branch

支 部 だ よ り

◉ 栃木支部

栃木支部長　北條　光一

栃木支部は、正会員24社　賛助会員22社　合計46社で構成されています。

昭和62年10月15日に小野寺隆初代会長（現）名誉顧問、渡辺勝一２代目会長（現）相談役の呼びかけで栃木県建設機械リース業協会として発足、平成25年４月（一社）日本建設機械レンタル協会に組織改編を経て27年目を迎えています。

栃木支部の活動として、通常総会、賀詞交歓会、新商品発表会・企業紹介、本部の協力を得て「管理者教育講習会」、ゴルフコンペ、若手の営業マンと賛助会員を集めての座談会を定期的に開催し、その都度情報交換会を実施しています。

なお、座談会の内容は、あらかじめテーマを募集し３本程度に絞り込み、営業マンの普段疑問に思っていることや業界的に共通の話題を議題にしてポストイット方式で参加したすべての方が意見を出せるよう少人数（７～８人）のグループ分け（５～６班）をして話し合いをします。

結果としていろいろな考え方を見聞・発表することにより営業の幅が広がり、お互いの面識ができることによりレンタルの相互利用が増えているように思います。

業界の地位向上を図るうえで、現状をしっかり把握し、いかに自分たちで自分の首を絞めているか再認識することにより営業活動・原価管理に対する意識が変わることを願って企画を進めています。

平成26年３月13日に栃木県との防災協定を締結することができました。これら

を機に今年は初めて県・地方自治体（輪番制）の防災訓練にも参加をしてきたところです。

今後、「レンタル業界ここに在り」を目指し、県と市町村・関係業界と連携する機会を充実させて当協会の認知度を高めていきたいと思います。

栃木県は、世界遺産に登録された日光の社寺に代表されるすぐれた歴史文化、四季折々の美しい自然、豊富な鬼怒川・塩原・那須温泉、イチゴや和牛・湯葉（ゆば）などの多彩な特産物、益子焼などの伝統工芸品、地方に根付いている伝統芸能など魅力的な資源に恵まれ、国内はもとより海外からも多くの方々が訪れています。

北関東道路の開通に伴い、アクセスが良くなるものの、首都圏と違ってのんびりとしていますが、栃木のペースで協会運営をしていきたいと思いますのでご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

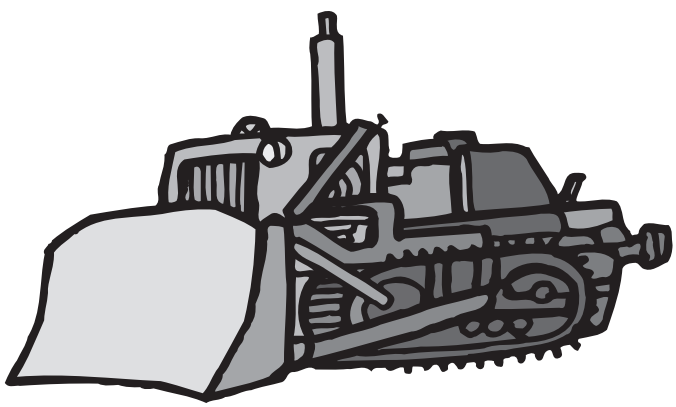

建設機械盗難調査報告書　年度別推移

調査期間	H13	H14	H15	H16
受理番号	1-336	337-545	546-781	782-999
届け出件数	336	209	236	218
盗難建機台数計	628	366	255	226
被害額記入あり件数	266	180	192	174
被害総額計（単位：万円）	108,219	143,625	95,112	98,060
盗難建機数計	543	208	203	177
被害額記入なし件数	70	29	44	44
調査期間内の発見件数	3	4	5	7

調査期間	H17	H18	H19	H20
受理番号	1,000-1,238	1,239-1,410	1,411-1,523	1,524-1,633
届け出件数	239	172	113	110
盗難建機台数計	276	252	129	134
被害額記入あり件数	142	69	52	61
被害総額計（単位：万円）	53,976	18,387	17,803	12,930
盗難建機数計	161	78	64	65
被害額記入なし件数	97	103	61	49
調査期間内の発見件数	5	2	1	0

調査期間	H21	H22	H23	H24
受理番号	1,634-1,788	1,789-1,914	1,915-2,072	2,073-2,259
届け出件数	155	126	158	187
盗難建機台数計	295	130	240	298
被害額記入あり件数	54	82	73	53
被害総額計（単位：万円）	16,318	20,025	10,964	6,258
盗難建機数計	54	82	109	107
被害額記入なし件数	101	44	84	134
調査期間内の発見件数	4	0	2	5

調査期間	H25	H26	累計
受理番号	2,260-2,604	2,605-2,768	1-2,768
届け出件数	345	164	2,768
盗難建機台数計	774	269	4,272
被害額記入あり件数	47	14	1,459
被害総額計（単位：万円）	9,503	1,924	613,104
盗難建機数計	48	14	1,913
被害額記入なし件数	298	150	1,308
調査期間内の発見件数	5	2	45

注）　H13年度はH13年７月から調査開始
　　H25年度はH26年９月までの数値

1．盗難発生場所別件数

発生場所	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
自社敷地内	58	26	31	26	51	27	19	17
ユーザー敷地内	54	33	43	53	39	32	26	18
作業現場	220	144	148	130	136	112	64	60
その他	4	6	14	9	13	1	4	15
計	336	209	236	218	239	172	113	110

発生場所	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
自社敷地内	38	11	8	11	30	16	369
ユーザー敷地内	39	7	15	49	135	72	615
作業現場	76	89	107	110	172	72	1,640
その他	2	19	28	17	8	4	144
計	155	126	158	187	345	164	2,768

注）上記は発見件数分も含む数値

2．機種別盗難建機台数

区　分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
積込機械	4	1	0	0	0	0	2	0
掘削機械	101	94	85	92	91	54	40	28
クレーン	12	8	10	10	4	3	1	4
締固め機械	5	1	6	5	5	7	4	1
運搬機械	21	21	44	33	22	8	9	5
発電機	144	68	53	50	86	56	29	45
溶接機	13	6	13	8	15	17	7	4
投光機	11	5	1	2	1	0	0	0
空気圧縮機	9	2	1	3	0	1	3	2
その他	308	160	42	23	52	106	34	45
計	628	366	255	226	276	252	129	134

区　分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
積込機械	0	0	1	2	3	2	15
掘削機械	48	26	16	12	24	13	724
クレーン	2	1	2	20	40	6	123
締固め機械	44	8	17	31	26	24	184
運搬機械	4	5	14	15	48	14	263
発電機	35	39	49	59	82	32	827
溶接機	2	8	9	13	15	16	146
投光機	0	1	1	8	17	5	52
空気圧縮機	5	2	2	0	4	3	37
その他	142	36	52	107	86	49	1,242
計	282	126	163	267	345	164	3,613

3．支部別届け出件数

支部名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計
北海道	7	8	21	20	5	0	0	7	8	12	11	2	5	2	108
青　森	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
秋　田	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3
岩　手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮　城	1	3	1	0	2	2	8	1	1	0	0	0	0	0	19
山　形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福　島	3	2	2	1	1	3	2	1	1	0	0	7	1	0	24
東　京	91	83	59	50	18	7	14	11	37	8	9	22	23	5	437
神奈川	6	3	8	0	10	4	0	1	0	0	2	1	0	0	35
長　野	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
群　馬	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
新　潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
栃　木	8	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	3	0	20
静　岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	48	148	81	321
中　部	110	48	73	66	102	46	21	19	40	23	31	8	7	2	596
富　山	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	2
石　川	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福　井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0
大　阪	11	1	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	17
兵　庫	48	23	33	19	61	68	37	30	51	23	9	10	3	4	419
和歌山	18	7	1	5	3	20	0	8	1	0	2	1	0	0	66
滋　賀	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	6
京　都	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
中　国	2	2	0	4	0	0	1	1	1	2	9	2	2	0	26
四　国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
九　州	14	26	36	46	35	22	29	27	13	48	39	44	35	10	424
沖　縄	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7
大手広域業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	118	60	214
計	336	209	236	218	239	172	113	110	155	126	158	187	345	164	2,768

注）　石川支部・富山支部・福井支部は平成24年度より統合され北陸支部となった。
注）　平成24年度より、大手広域業者より直接盗難報告するよう依頼した。

（一社）日本建設機械
レンタル協会統一様式

建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成　　年　　月　　日

機 械 名：	製造会社：
型　　式：	製造番号：　　エンジン番号：
塗 装 色：	その他番号（リース会社管理番号）：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗　難・紛　失・その他（　　）
被害発生　日　時	平成　　年　　月　　日～　　月　　日　　時頃
被害発生　場　所	社名：
	住所：
○で囲む	自社・ユーザー・その他
○で囲む	構内・置き場・作業現場・その他
届出警察署・日時	月　　日　　届出
被害者名 ※所　有　者	社名： 住所：
被害者名 ※使　用　者	社名： 住所：
連　絡　先	社名： 支店・営業所： 担当者氏名： ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：

※ 形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

事故発生時の連絡・報告先（発生当日中に）

※被害者→　警察署（訪問届出）
→　購入先ディーラー
→　所属支部事務局　→　（一社）日本建設機械レンタル協会事務局
ＴＥＬ　03-3255-0511
ＦＡＸ　03-3255-0513

日本建機レンタル総合賠償制度　支部別加入状況

（2014年10月31日現在）

（単位：円）

支部名	会員数（本社）	基本プラン		オペミス＋ユ特約＋交差		合　計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	58	27	6,983,000	25	13,544,520	20,527,520	46.6%
青　森	13	5	2,030,000	5	4,784,500	6,814,500	38.5%
秋　田	10	7	1,146,500	7	1,430,500	2,577,000	70.0%
岩　手	7	1	119,000	1	731,000	850,000	14.3%
宮　城	20	10	1,215,500	9	2,159,040	3,374,540	50.0%
山　形	8	6	1,738,000	5	3,263,500	5,001,500	75.0%
福　島	23	6	1,039,500	5	2,362,500	3,402,000	26.1%
新　潟	14	4	688,500	3	612,000	1,300,500	28.6%
群　馬	4	0	0	0	0	0	0.0%
栃　木	14	3	464,830	3	829,190	1,294,020	21.4%
東　京	160	37	5,845,000	27	13,362,440	19,207,440	23.1%
神奈川	40	15	2,189,750	14	6,832,500	9,022,250	37.5%
長　野	15	2	153,000	2	153,000	306,000	13.3%
静　岡	13	4	422,750	3	336,000	758,750	30.8%
中　部	47	25	4,365,500	16	7,330,500	11,696,000	53.2%
北　陸	45	19	2,106,500	8	3,248,540	5,355,040	42.2%
滋　賀	19	8	1,546,500	6	2,753,500	4,300,000	42.1%
京　都	9	5	573,670	4	888,170	1,461,840	55.6%
大　阪	67	8	1,395,500	4	4,351,000	5,746,500	11.9%
和歌山	17	2	498,170	2	3,209,170	3,707,340	11.8%
兵　庫	17	6	1,083,000	4	1,278,000	2,361,000	35.3%
中　国	51	11	2,908,500	10	5,642,500	8,551,000	21.6%
四　国	9	2	306,000	2	671,500	977,500	22.2%
九　州	72	25	2,999,500	21	6,950,020	9,949,520	34.7%
沖　縄	18	14	2,239,420	13	9,866,860	12,106,280	77.8%
合　計	770	252	44,057,590	199	96,590,450	140,648,040	32.7%

1．加入率
　32.7％で前年度より1.2％増加（増加会員数は６会員）

2．保険料
　140,648千円で前年度より4.5％増加（実額は6,005千円増加）

当協会
専用制度

日本建機レンタル総合賠償制度の特長

●**日本建設機械レンタル協会員のみが加入できる制度です。**

●**保険料は、全額損金処理できます。**
※今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。

●**団体スケールメリットを活かした大型補償。しかも保険料は割安です。**

●**日本建設機械レンタル協会指定代理店による徹底したフォローが受けられます。**

昨年度１年間で、<u>約１４７件・合計約１億円の</u>
保険金をお支払いしています！

お問い合わせ・お見積は・・・

＜お問い合わせは本制度取扱幹事代理店まで＞

有限会社ゼンケン（日本建設機械レンタル協会事務局内）
〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1
MH-KIYA BLDG.<キヤビル>5階
TEL 03-3255-0514 / FAX 03-3255-0513

その他の専用制度もご用意しています！
まずはお見積だけでもお気軽にお問い合わせください！

協会役員名簿

理　事

役職	氏　名	会　社　名
会　長	角口　賀敏	㈱　キ　　ナ　　ン
副会長	藤本　俊雄	㈱　ビ　ー　・　ト　ラ　イ
副会長	北野　一雄	北　野　建　機　㈱
副会長	小沼　直人	㈱　ア　ク　テ　ィ　オ
常任理事	倉内　広昭	エ　ス　ケ　ー　リ　ー　ス　㈱
常任理事	気田　福俊	青　森　リ　ー　ス　㈱
常任理事	福山　慎一	双　葉　リ　ー　ス　㈱
常任理事	原　　茂	㈱　原　　鉄
常任理事	瀧　　哲也	瀧　冨　工　業　㈱
常任理事	高野　泰行	㈱　高　野　工　会
常任理事	冨田　幹唱	山　喜　産　業　㈱
常任理事	宇都宮昭憲	長　浜　産　業　㈱
常任理事	仲田　優晴	喜　多　機　械　産　業　㈱
常任理事	中野　　登	㈱　ナ　　カ　　ノ
常任理事	佐久本嘉幸	㈱　佐　久　本　工　機
常任理事	小野寺昭則	㈱　小　松　製　作　所
常任理事	小林　憲文	日　立　建　機　日　本　㈱
常任理事	寅太郎(砂岡豊彦)	㈱レンタルのニッケン
常務理事	阿部　　聰	(一社) 日本建設機械レンタル協会
理　事	佐々木和安	北　海　産　業　㈱
理　事	三浦　正義	㈱　秋　田　中　央　機　工
理　事	高橋　悦見	㈱　セ　ン　ト　ラ　ル
理　事	菅野　浩昭	東　北　リ　ー　ス　㈱

役職	氏　名	会　社　名
理　事	久保田栄二	北　辰　通　商　㈱
理　事	磯部　進一	㈱　磯　部　電　機
理　事	北條　光一	㈱北條モーターズ
理　事	金子眞紀子	金　子　機　械　㈱
理　事	田島　潤一	㈱　レ　　ン　　ト
理　事	松岡　　賢	マ　ツ　オ　カ　建　機　㈱
理　事	川嶋　栄司	㈱　川　嶋　機　械
理　事	村上京太郎	㈱　京　都　鉄　工
理　事	内田　伸二	㈱　南　大　阪　建　機
理　事	峰平　国生	㈱　森　谷　リ　ー　ス
理　事	橋口　和典	㈱　カ　ナ　モ　ト
理　事	辻村　敏夫	西尾レントオール㈱
理　事	程　　暁明	日　本　キ　ャ　タ　ピ　ラ　ー
理　事	下川　和成	㈱　ク　　ボ　　タ
理　事	絹川　秀樹	コ　ベ　ル　コ　建　機　㈱
理　事	寺本　　健	住　友　建　機　販　売　㈱
理　事	辻本　　治	㈱　鶴　見　製　作　所
理　事	久保山英明	デ　　ン　　ヨ　　ー　㈱
理　事	京極　勝一	ヤ　ン　マ　ー　建　機　㈱
理　事	見波　　潔	(一社) 日本建設機械施工協会
理　事	木引　満明	(一社) 日本建設機械工業会

監　事

役職	氏　名	会　社　名
監　事	清水　一弘	㈱　ワ　　キ　　タ
監　事	中川　秀敏	レ ン ト リ ー 新 潟 ㈱
監　事	加藤　義久	日本みらい会計事務所

相談役

役職	氏　名	会　社　名
相談役	荒井　敏彦	㈱　共　　英

参　与

役職	氏　名	会　社　名
参　与	小野寺啓一	㈱　高　　千　　穂
参　与	岩井　健一	サ　　コ　　ス　㈱
参　与	萩野　義人	新 日 本 建 販 ㈱
参　与	須郷　洋一	ユ　ナ　イ　ト　㈱
参　与	酒井　一郎	酒 井 重 工 業 ㈱
参　与	村手　徳夫	日 本 車 輌 製 造 ㈱
参　与	金澤　　修	北　越　工　業　㈱
参　与	京谷　弘也	三　笠　産　業　㈱
参　与	鈴木　道広	ユ ア サ 商 事 ㈱
参　与	砂田　健次	損害保険ジャパン日本興亜㈱

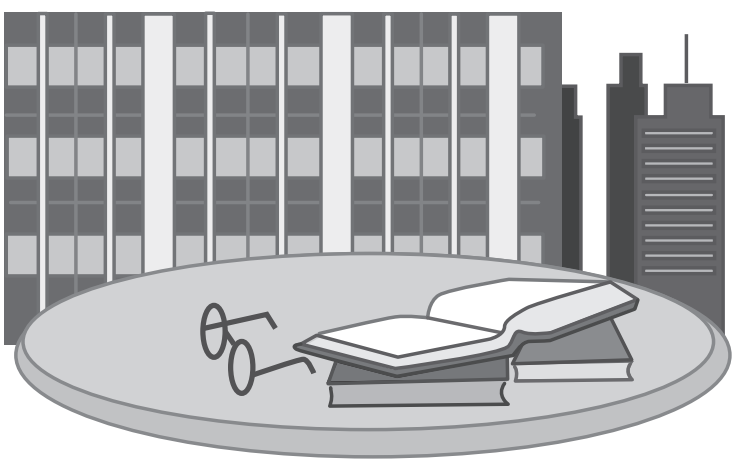

協会支部名簿

平成26年10月末現在

支部名称	支部長名（代表者名）	事務局長	〒	所　在　地	TEL	FAX
					E-mail	
北海道支部	倉内　広昭	高橋　和夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
					hkklrst1@bz01.plala.or.jp	
青森支部	気田　福俊	鳥谷部　稔	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
					m-toriyabe@aomori-lease.com	
秋田支部	三浦　正義	小室　忠男	010-0201	秋田県潟上市天王字棒沼台282 (株)秋田中央機工内	018-872-2402	018-872-2402
					komuro@akita-chuo.co.jp	
岩手支部	高橋　悦見	千葉　岸夫	023-0401	岩手県奥州市胆沢区南都田字化粧坂179 (株)セントラル内	0197-46-3939	0197-46-3900
					t.takahashi@central3939.co.jp	
宮城支部	菅野　浩昭	小原　透	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
					miya.k.l@io.ocn.ne.jp	
山形支部	小野寺啓一	東海林寛次	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
					ykrk@star.ocn.ne.jp	
福島支部	久保田栄二	斎藤　博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
					hs-1012@amber.plala.or.jp	
新潟支部	磯部　進一	吉田健一郎	950-0951	新潟県新潟市中央区鳥屋野326 (株)新潟まるよし内	025-284-6605	025-284-6605
					znknigt@gmail.com	
群馬支部	中川　秀敏	伊藤　勝則	379-2154	群馬県前橋市天川大島町1202-2 日立建機日本(株)北関東・信越支社内	027-290-2132	027-290-2138
					k.itou.hd@hitachi-kenki.com	
栃木支部	北條　光一	伊藤　義昭	320-0041	栃木県宇都宮市松原3-6-27 コーポ松原102	028-612-8039	028-612-8037
					iyougon@gmail.com	
東京支部	藤本　俊雄	前田　秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キヤビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
					aef05673@nifty.com	
神奈川支部	金子眞紀子	山﨑　良夫	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103	045-440-1116	045-440-1117
					kleaseky@maple.ocn.ne.jp	
長野支部	原　茂	倉田　五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
					znkngn@gmail.com	

平成26年10月末現在

支部名称	支部長名（代表者名）	事務局長	〒	所　在　地	TEL	FAX
					E-mail	
静岡支部	田島　潤一	菊田　功一	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 （株）レント内	054-238-8022	054-238-8033
					shizuren@triton.ocn.ne.jp	
中部支部	瀧　　哲也	水谷　勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
					zenkengo@bronze.ocn.ne.jp	
北陸支部	高野　泰行	大山　　勇	920-0211	石川県金沢市湊2-116-16	076-237-3171	076-238-7597
					bz344724@bz01.plala.or.jp	
滋賀支部	川嶋　栄司	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷3-14-25 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
					znksga@gmail.com	
京都支部	石橋久仁夫	吉田　栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 髙石機械産業（株）内	075-802-0171	075-841-1595
					tuchiyama@takaishi-mi.co.jp	
大阪支部	北野　一雄	田原　美春	578-0965	大阪府東大阪市本庄西1-9-15 北野建機（株）内	06-6748-8126	06-6748-8127
					znkosk@gmail.com	
和歌山支部	角口　賀敏	丸田　美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 ソレーユ鳴神1F	073-474-5789	073-474-1038
					warental@major.ocn.ne.jp	
兵庫支部	冨田　幹唱	猪俣　昭雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
					znkhyug@gmail.com	
中国支部	宇都宮昭憲	高島　龍爾	733-0873	広島県広島市西区古江新町4-23 アルファ大田201号室	082-275-0532	082-275-0538
					cyukenrentaru@oasis.ocn.ne.jp	
四国支部	仲田　優晴	美馬　　博	770-0044	徳島県徳島市庄町3-16 喜多機械産業（株）内	090-7789-2823	088-631-9270
					znkskk@gmail.com	
九州支部	中野　　登	伊藤　公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
					rental@f4.dion.ne.jp	
沖縄支部	佐久本嘉幸	吉澤　友香	901-2101	沖縄県浦添市西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410
					okirental@tea.ocn.ne.jp	

本　　部	角口　賀敏	北條　雅己	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キヤビル5F	03-3255-0511	03-3255-0513
					info@j-cra.org	

編集後記

師走に入り一段と寒さも厳しくなってまいりました今日この頃、会員・賛助会員企業の皆様におかれましては、いかがお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。

さて、当協会も新法人（一般社団法人日本建設機械レンタル協会）になって２年目を迎え、このかいほうについても、デザイン・内容ともに新法人のイメージに合うよう昨年一新いたしましたが、今後も協会活動のさらなる充実を図り、会員各位のご意見・ご期待に応えられる協会運営ができますよう、事務局といたしましても日々精進してまいります。

建機レンタル業界の地位の確立と更なる発展のためにも業界全体の足並みを揃え、社会に信頼される業界となるべく団結していくことが重要であると思われます。どうぞ今後とも引き続き、会員の皆様のご協力・ご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

事 務 局

かいほう　No.2

発　行　日　平成26年12月
発　行　者　一般社団法人　日本建設機械レンタル協会
〒101-0038
東京都千代田区神田美倉町12-1
キヤビル５階
TEL　03-3255-0511
FAX　03-3255-0513
発行責任者　事務局
制 作 編 集　株式会社　ビジネスアシスト
〒104-0045
東京都中央区築地7-11-5
中銀ベル２Ｆ
TEL　03-6278-8075

Mikasa

http://www.mikasas.com

未来へ伸びる、三笠の技術。

吸塵式乾式カッター

MCD-RY14

転圧センサー

バイブロコンパクター

MVH-308DSC-PAS

NETIS No.TH-120015

低騒音型

プレートコンパクター

MVC-F40S

NETIS No.TH-100006

防音型

タンピングランマー

MT-55L-SGK

NETIS No.TH-100005

低騒音型

バイブレーションローラー

MRH-601DS

低騒音指定番号5097

高周波バイブレーター

FX-40/FU-162

三笠産業株式会社

MIKASA SANGYO CO., LTD. TOKYO, JAPAN

本社／〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-4-3 TEL：03-3292-1411（代）

大阪支店 TEL：06-6541-9631
札幌営業所 TEL：011-892-6920
仙台営業所 TEL：022-238-1521
新潟出張所 TEL：090-4066-0661
北関東営業所 TEL：0276-74-6452
長野出張所 TEL：080-1013-9542
中部営業所 TEL：052-451-7191
金沢出張所 TEL：080-1013-9374
中国営業所 TEL：082-875-8561
四国出張所 TEL：087-868-5111
九州営業所 TEL：092-431-5523
南九州出張所 TEL：080-1013-9558
沖縄出張所 TEL：090-7440-0404

搭乗型振動ローラ"超低騒音型"NETIS登録!!

国土交通省新技術情報提供システム

- 欧州安全視界基準1×1をクリア
- デフロックの標準装備で、不整地での安全性を確保

市街地にもパワーを発揮!

コンバインド型

KV25CS
KV40CS

タンデム型

KV25DS
KV40DS

【超低騒音型建設機械】

【NETIS】登録 TH-120018-A

【第3次基準値排出ガス対策型】(2.5t)

【特定特殊自動車排出ガス基準適合車】(4t)

クローラ洗浄機

CW25

人手の掛からない自動洗浄ロボットにより
重機足回りの洗浄費用が大幅低減!!

H600 H650 ハンドガイドローラー

【陸内協排出ガス自主規制】
【2次規制適合エンジン搭載】

フルオープンカバー&
サイドガードフレーム

【低騒音型建設機械】

市街地、小規模舗装工事に 3tタイヤローラ。

KT30

前輪2モータ駆動により、カーブ転圧時の引きずりを軽減。

【第3次基準値排出ガス対策型】

【低騒音型建設機械】

土工用振動ローラ 3000シリーズ

HAMM

- 人間工学に基づいた運転室で全方位の視野を確保
- 便利な情報ディスプレイ
- 自動ディファレンシャルロックによる高登坂能力
- 最高レベルの快適な運転を実現する
  3 点スイベルジョイント
- 油圧ステアリング
- メンテナンスはきわめて簡単

◆ リユースローラも各種取扱っております。お問い合せください。

KANTO
関東鉄工株式会社

http://www.kanto-tk.co.jp

本社･工場／〒306-0101 茨城県古河市尾崎41-14
TEL: 0280-77-0081 FAX: 0280-77-0080

日本建設機械レンタル協会　正会員専用
～総合補償制度のご案内～

［制度ラインアップとお支払いの対象となる事例］

メニュー1　総合賠償制度

ユーザーが舗装工事中バックホーの操作を誤り、水道管を破損させた。

メニュー2　労災上乗せ補償制度

リース機械の積み下ろし作業中、機械が横転し下敷きになってしまった。

オプション2　ダブルリース保険制度

他社から借り入れた建機を自社に保管中何者かに盗まれた。

オプション1　動産総合保険制度

建機をユーザーに貸出し中、台風によりバックホーが破損した。

［この制度の特長］

- ●日本建設機械レンタル協会の正会員のみが加入できる制度です。
- ●保険料は、全額損金処理できます。
  - ＊今後法改正により変更となる場合があります。
    実際の税務処理については税理士にご相談ください。
- ●団体スケールメリットを活かした割安な保険料で大型補償をご提供します。
- ●協会の指定代理店による徹底したフォローが受けられます。

※この広告は概要のご案内となります。

［<ご参考>メニュー1の保険金お支払い実績（注）］

（注）2013年4月1日から2014年3月31日までの1年間です。

保険金お支払い件数	147件
支払い保険金総額	約8,780万円

まずは有限会社ゼンケンまで ご連絡ください！

<取扱幹事代理店>
有限会社ゼンケン（協会事務局内）
〒101-0038 東京都千代田区
神田美倉町12-1MH-KIYA BLDG.<キヤビル>5階
TEL 03-3255-0514　FAX 03-3255-0513

協会の指定代理店をご紹介します！

<引受保険会社>
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
営業開発部第一課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関３丁目 7-3
TEL03-3593-6438　FAX 03-3593-6567

SJNK14-08562／2014.9.12

環境を最優先としたグローバル企業へ

ツルミポンプ

ツルミ電極式自動運転ポンプシリーズ

電力の消費を大幅に削減!

電極式水位センサによる自動運転で、
従来品に比べ**約40%の電力消費の削減**を実現しました。

工事排水用 水中ハイスピンポンプ

LBA型

吐出し口径：40・50mm
出　　力：0.25・0.48・0.75kW
全 揚 程：6・8・11m
吐出し量：0.1・0.12・0.16m³/min

HSE型

吐出し口径：50mm
出　　力：0.4kW
全 揚 程：8m
吐出し量：0.1m³/min

KTVE型

吐出し口径：50～100mm
出　　力：0.75～5.5kW
全 揚 程：10～22m
吐出し量：0.18～0.6m³/min

水中泥水ポンプ

HSDE型

吐出し口径：50mm
出　　力：0.55kW
全 揚 程：9m
吐出し量：0.1m³/min

低水位排水用 水中ハイスピンポンプ

LSCE型

吐出し口径：25mm
出　　力：0.48kW
最高排出揚程：11m(50Hz)　12m(60Hz)

LSRE型

吐出し口径：50mm
出　　力：0.48kW
全 揚 程：8m
吐出し量：0.12m³/min

残水吸排水用 スイープポンプ

LSPE型

吸込×吐出し口径：25×25mm
出　　力：0.48kW
最大吐出し揚程：8m(50Hz)　9m(60Hz)
最大吐出し水量：0.06m³/min

電極式水位センサで自動運転を実現

（運転イメージ図）

運　転　排水開始

液面リレーユニットの電極部が水没し、ポンプが運転(排水)を行います。

タイマ作動　水位低下を電極が検知

電極部が水位の低下を検知し、停止タイマが約1分間作動します。

停　止　約1分後運転を停止

再び水位が上昇し、電極部が水面に触れなければ、約1分後ポンプが停止します。

運　転　水位上昇を電極が検知

再び水位が上昇し、電極部が水面に触れると、ポンプが運転(排水)を開始します。

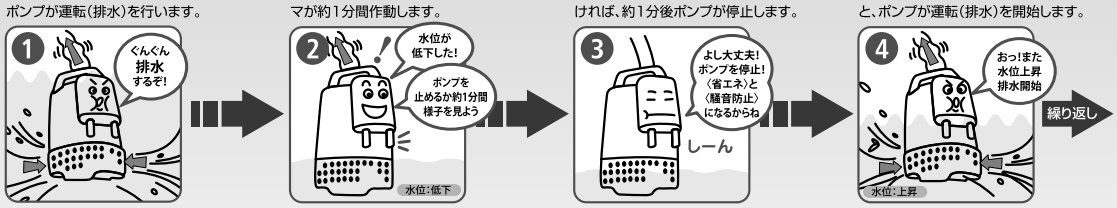

NETIS 新技術情報提供システム

電極式自動運転ポンプは**NETIS**※登録商品です。(NETIS登録番号：No.CG-110036-A)
※New Technology Information System=公共事業等における新技術活用を促す国土交通省の新技術情報提供システムです。

株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40　TEL.(06)6911-2351　FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8　TEL.(03)3833-9765　FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385　東京支店：TEL.(03)3833-0331　中部支店：TEL.(052)481-8181　近畿支店：TEL.(06)6911-2311　四国支店：TEL.(087)815-3535
東北支店：TEL.(022)284-4107　北関東支店：TEL.(027)310-1122　北陸支店：TEL.(076)268-2761　中国支店：TEL.(082)923-5171　九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp

For Earth, For Life
Kubota

信頼の先進機能に、安全性を高めてさらに進化。
クボタミニバックホーRX-205、新登場！

あらゆる建設シーンで真価を発揮するクボタミニバックホーRX-205。
その快適な操作性、優れた作業効率をはじめコンパクトなボディに
凝縮された卓越の高性能が、より安全性を求めてモデルチェンジ。
新設計のTOPS*対応キャノピ、シートベルトを標準装備し、さらなる安全性を追求。
デザイン一新のクボタミニバックホーが現場の多様な期待にお応えします。

*TOPS（Tip Over Protective Structures）とは、「横転時乗員保護構造」のことで、
機体が前後または側方へ転倒したとき、シートベルトを着用したオペレータを危険から保護する構造です。

株式会社クボタ 建設機械営業部
〒573-8573 大阪府枚方市中宮大池1丁目1番1号 TEL 072 (840) 1246

株式会社クボタ建機ジャパン
本社 〒661-8567 兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
TEL 06 (6470) 6200 FAX 06 (6470) 6201

http://www.kubotakenki.co.jp

国内初、
オフロード法2014年基準をクリア。

次の世代を切り開く
Cat® 311F L RR油圧ショベル
汎用小旋回機登場。

Cat 311F L RRは、排出ガス規制では世界で最も厳しい「オフロード法2014年基準」に適合。クリーンと省エネを両立した新世代油圧ショベルです。環境にやさしく、ランニングコスト低減を可能とするマシンが、お客様のビジネスに貢献します。

BUILT FOR IT.™

＊写真は海外仕様機でオプション品を含みます。

特定特殊自動車
排出ガス2014年基準適合車

国土交通省
低騒音型建設機械

● 運転質量	12,000kg
● 標準バケット容量	0.5m³ (旧JIS 0.45m³)
● エンジン定格出力	52kW (71PS)
● 後端旋回半径	1,750mm

キャタピラージャパン株式会社
〒158-8530 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 TEL.03-5717-1121
http://www.cat.com/ja_JP/

CATERPILLAR、Caterpillar、CAT、Cat及びACERTはCaterpillar Inc.の登録商標です。

Denyo

ECOBASE エコベース

環境対応発電機・溶接機の決定版

エコベース 発電機 溶接機 誕生

特長

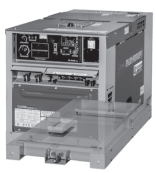

DLW-300LSE
内部イメージ

DCA-45LSKE
内部イメージ

- エコベースが一体化!
- 抜群の雨水浸入防止構造とメンテナンス性
- 第3次排出ガス対策型建設機械＆超低騒音型指定機

エコベース発電機

- DCA-45LSKE～220LSIEに複電圧仕様標準装備
- DCA-25LSKE/25USIEは単相/三相ワンタッチ切替標準装備

超低騒音型　US 極超低騒音型

DCA-25LSKE　DCA-45LSKE　DCA-60LSIE　DCA-25USIE　DCA-45USKE　DCA-60USIE

エコベース溶接機

- 溶接特性切替器/電撃防止機能標準装備
- 無段階eモードで低燃費を実現

DLW-300LSE　DLW-200×2LSE　DLW-400LSWE　TIG溶接機 DAT-300LSE

●技術で明日を築く
デンヨー株式会社
本　社：〒103-8566 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5
TEL：03(6861)1122　FAX：03(6861)1182
ホームページ：http://www.denyo.co.jp/

札幌営業所 011(862)1221　横浜営業所 045(774)0321　広島営業所 082(278)3350
東北営業所 022(254)7311　静岡営業所 054(261)3259　高松営業所 087(874)3301
信越営業所 025(268)0791　名古屋営業所 052(856)7222　九州営業所 092(935)0700
北関東営業所 027(360)4570　金沢営業所 076(269)1231
東京営業所 03(6861)1122　大阪営業所 06(6448)7131

KAIHO_No.2_広告.indd 8　14/11/11 15:23

YANMAR

いつの時代も、新しい挑戦を。

おかげさまで、創立100周年。そして、ヤンマー建機株式会社設立10周年。
私たちは小型建設機械のパイオニアとして、世界で豊かな暮らしづくりに貢献してきました。
この100年間で蓄積してきた経験と技術力を次の100年のために生かして、
これからも価値あるソリューションを提供し、人と地球とともに歩み続けていきます。

これまでの感謝を力に、これからも皆さまと一緒に。

ヤンマー建機株式会社

ヤンマー建機株式会社 福岡県筑後市大字熊野1717-1（〒833-0055） TEL（0942）53-8427 FAX（0942）53-6855

● 北海道営業部 TEL(011)807-3900 ● 関東営業部 TEL(048)778-4875 ● 西部営業部 TEL(06)6783-1121
● 東北営業部 TEL(022)259-7201 ● 中部営業部 TEL(0567)95-5355 ● 九州営業部 TEL(092)441-0928

● ヤンマー沖縄株式会社 TEL(098)898-3111

www.yanmar.co.jp

ニーズに応えるエアマンの次世代機

AIRMAN®

アフタクーラ仕様エンジンコンプレッサ

PDS-Cシリーズ 2.1～18.5m³/min

圧縮空気をアフタクーラで冷却し水分を除去します。

PDS130SC

オイルフェンスー体型エンジン発電機

SDG-Fシリーズ 10.5～150 kVA

大容量の燃料タンクにより長時間の連続運転が可能な発電機。
NETIS評価情報の登録製品です。

SDG25S-F

国土交通省 新技術情報提供システム
NETIS 評価情報 登録製品
オイルフェンスー体型発電機
登録番号：KT-090071-V

手押し式高所作業台

らくノリ君シリーズ
(ENHL032/ENHL036/ENHL046)

作業床地上高：3.2m/3.6m/4.6m

1人でらくらく移動。
低床で乗り降りもワンステップ。

作業床地上高
3.6m/4.6m
新登場

AERIAL WORK PLATFORM
らくノリ君
低床で、らくらく、ノリオリ！

ENHL046

北越工業株式会社 東京本社 営業本部
東京都新宿区西新宿1-22-2新宿サンエービル
http://www.airman.co.jp

北海道支店	011(222)1122	東京支店	03(3348)8563	中部支店	0586(77)8851	中国支店	082(292)1122
東北支店	022(258)9321	千葉営業所	043(223)1092	金沢営業所	076(233)1152	九州支店	092(504)1831
北関東支店	027(361)1600	沖縄営業所	098(879)3311	大阪支店	06(6349)3631	南九州営業所	0995(62)4166
新潟営業所	025(261)9001	西関東支店	045(930)1221	高松営業所	087(841)6101		
		静岡営業所	054(238)0177				

建設機械のことなら建機レンタルNavi

建機レンタルNavi

建機レンタルNaviは、全国の建設機械利用者様に対してレンタルの情報をインターネットを通じて
お届けすることで、建機レンタル事業者様のビジネス拡大をお手伝いいたします。

POINT! 1　多くの会社が集まることでビジネスチャンスが広がる！

●さまざまなレンタルの情報を一箇所にまとめて提供。
地域の建機レンタルの情報を簡単に検索して頂けます。

POINT! 2　無料で簡単にホームページが持てる！

●地域を越えて情報発信できます。
●ホームページを持つことで、自社の認知度・信用力アップ！
●既にお持ちのホームページとの連携で、更なる集客も！

POINT! 3　便利な営業支援機能！

●登録事業者様向けの営業を支援するオプション機能を順次ご提供！
事業者様のビジネス拡大・営業効率化を支援します。

建機レンタルNaviサイト　http://www.kenki-navi.com/

掲載企業募集中!!　掲載無料

お問合せは　0120-977-671　kenki-navi@nsd.co.jp

NSDの建機レンタルシステムソリューション

「使える・選べる」システムで、会社が変わる

NSDの建機レンタルシステムは、
各種レンタル業の幅広いお客様にご利用頂いております！

クラウド型サービス

クラウド版レンタル業向け業務管理システム
i-Rent

簡単導入・低価格！
インターネット経由でシステムを利用することで、
サーバや特別なソフトを必要とせず、
豊富な機能をすぐにお使い頂けます！

お客様所有型サービス

Rental 7
建設機械・仮設資材レンタルシステム

お客様の業務に合わせて、きめ細かく対応！
お客様の社内に専用のシステムを構築することで、
現場の多彩な要望にもお答えできます！

NSD

【本　　社】〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-101 ワテラスタワー
【大 阪 支 社】〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ
【名古屋支社】〒450-6213 愛知県名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスクエア
【福岡事業所】〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-19-24 大博センタービル

●お問合せ専用／フリーダイヤル 0120-977-671 ※携帯電話からもご利用頂けます
詳しくは「NSD レンタル」で検索！　NSD レンタル　検索
URL　http://www.nsd.co.jp/　E-mail　rental@nsd.co.jp

プライバシーマーク 11820166